

美浜発電所 3号機事故 再発防止対策の実施計画
(平成17年度実績と平成18年度計画)

平成18年4月18日

関西電力株式会社

本実施計画の位置付け

当社は、美浜発電所3号機二次系配管破損事故について、平成17年3月1日に原子炉等規制法に基づく報告である「美浜発電所3号機二次系配管破損事故について」、および、平成16年9月に経済産業大臣から厳重注意を受け再発防止対策を報告するよう求められていたことに対する報告である「美浜発電所3号機事故再発防止対策～より安全な原子力の事業運営を目指して～」を提出した。

また、これらをもとに、具体的な行動へと展開するため、「美浜3号機事故再発防止に係る行動計画」を平成17年3月25日に提出するとともに、再発防止に係る行動計画を確実に実施するために必要な実施内容やスケジュール等を明確にした実施計画を、平成17年6月1日に「美浜発電所3号機事故再発防止対策の実施計画」として取りまとめ公表した。

以来、再発防止対策の着実な実施に取り組んできたところであるが、美浜発電所3号機で発生した配管刻印の打ち替えに係る当社の不適切な対応を踏まえ、再発防止対策の実実施計画の強化・充実を図るなど、必要に応じ改善しながら取り組んできた。これらの状況については、平成18年2月15日に「美浜発電所3号機事故再発防止対策の実施状況について」として取りまとめ公表した。

本書は、これらをもとに、平成17年6月1日に公表した「美浜発電所3号機事故再発防止対策の実実施計画」を平成17年度実績ならびに平成18年度計画として改訂したものである。

[添付資料]

- 1．再発防止対策に係る平成17年度実績
- 2．再発防止対策に係る平成18年度計画

美浜発電所3号機事故 再発防止対策の実施項目一覧

No	行 動 計 画	実 施 項 目
基本行動方針 安全を何よりも優先します。		
1	(1) 経営計画における安全最優先の明確化と浸透	経営計画における「安全最優先」の明確化
2		経営層による現場第一線への経営計画の浸透
3		原子力事業本部運営計画策定についての対話
4 - 1		「安全の誓い」の石碑建立
4 - 2		8月9日「安全の誓い」の日設定
5	(2) 労働安全活動の充実	運転中プラント立入制限と定検前準備作業のあり方の検討
6		労働安全衛生マネジメントシステム的美浜発電所への導入、水平展開
7		救急法救急員等の養成
基本行動方針 安全のために積極的に資源を投入します。		
8	(1) 発電所保守管理体制の増強等	発電所支援の強化と保守管理要員の増強および実施後の評価
9		技術アドバイザーの各発電所への配置
10		情報管理専任者の各発電所への配置
11	(2) 積極的な資金の投入	設備信頼性、労働安全の観点からの投資の充実
12		長期工事計画の見直し、継続的な計画の更新、フォロー
13		積極的な投資に係る予算制度の改善等の仕組みの構築
14	(3) 安全の確保を基本とした工程の策定	「安全最優先」の考え方にもとづく工程策定、変更の仕組みの整備
15	(4) 教育の充実	2次系配管肉厚管理の重要性に関する教育
16		管理層へのマネジメント等の教育
17		法令、品質保証、保全指針などの教育の充実
基本行動方針 安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカー、協力会社との協業体制を構築します。		
18 - 1	(1) 2次系配管肉厚管理システムの充実	点検リストの整備等の実施
18 - 2		当社による主体的管理の実施
18 - 3		減肉管理規格策定作業への積極的な参画、当社の管理指針への反映
19	(2) 計画、実施、評価等の保守管理を継続的に改善	保守管理方針の明確化、基本的な考え方の徹底
20		役割分担、調達管理の基本計画を策定、実施、社内標準へ反映
21	(3) 監査の充実	業務のプロセス監査の継続実施および改善
22		品質・安全監査室の若狭地域への駐在
23		外部監査の充実
24	(4) メーカー、協力会社との協業	メーカー、協力会社との協業体制の構築とPWR電力間の協力体制の構築
基本行動方針 地元の皆さまからの信頼の回復に努めます。		
25	(1) 原子力事業本部の福井移転	原子力事業本部の福井移転
26		原子力事業本部運営に係る社内諸制度の見直し
27	(2) コミュニケーションの充実	地元とのコミュニケーションの充実
28	(3) 地域との共生	福井県エネルギー研究開発拠点化計画への協力
基本行動方針 安全への取組みを客観的に評価し、広くお知らせします。		
29 - 1	(1) 再発防止対策を確認し、評価する仕組みの構築	原子力保全改革委員会
29 - 2		原子力保全改革検証委員会
29 - 3		再発防止対策の実施状況の周知・広報

No.	1	所管箇所	企画室（経営管理 Gr）
基本行動方針	安全を何よりも優先します		
行 動 計 画	(1)経営計画における安全最優先の明確化と浸透		
実 施 項 目	<p>【経営計画における「安全最優先」の明確化】</p> <p>平成 17 年度の経営計画において「安全の確保を最優先とした、透明性の高い強靱な事業運営基盤の確立」を最重要課題として位置づけ明確化するとともに、経営層が「安全を何よりも優先する」という強い意識を持ち、具体的な行動計画を展開していく。</p>		
<p>1. 目的</p> <p>社長宣言の「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」に基づく、「安全を何よりも優先する」という基本行動方針を、経営計画で明確にする。併せて、経営層自身の意識をさらに強化し、強い意識が継続的に維持されるようにする。</p> <p>2. 具体的実施内容</p> <p>(1) 経営計画において「安全最優先」を最重要課題として明確化</p> <p>a. 平成 17 年度の経営計画において「安全の確保を最優先とした、透明性の高い強靱な事業運営基盤の確立」を最重要課題として位置づけて明確化した。【平成 17 年 3 月 28 日済み】</p> <p>b. 経営層自身の「安全を何よりも優先する」という意識をこれまで以上に強化するために、役員層による勉強会を新設し、継続的な意識醸成を徹底している。【平成 17 年度 3 回実施】</p> <p>c. 品質記録の重要性の再徹底について、経営層からメッセージを出した。 【平成 17 年 12 月 8 日社長メッセージ発信】</p> <p>3. 平成 18 年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度の経営計画において「安全最優先の組織風土の醸成」を最重要課題として位置づけた。【平成 18 年 3 月 27 日策定済み】 経営層の意識強化のための取組みである経営者勉強会を継続的（1 回 / 2 ヶ月程度）に実施していく。また、勉強会後のアンケート等により内容の改善等を行う。 <p>4. 評 価</p> <p>経営計画に基づく各種方針が「安全最優先」としたものとなっているか、方針管理が徹底されているかとの観点から年度運営計画や膝詰め対話を通じて確認していく。</p>			
スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)経営計画において「安全最優先」を最重要課題として明確化	経営計画で明確化	経営計画で明確化	

No.	2	所管箇所	企画室 (経営管理 Gr)
基本行動方針	安全を何よりも優先します		
行 動 計 画	(1)経営計画における安全最優先の明確化と浸透		
実 施 項 目	<p>【経営層による現場第一線への経営計画の浸透】</p> <p>経営計画に基づき現場第一線が安全最優先に業務を展開できるように、経営層が率先して一から出直す強い意識を持ち、第一線職場に赴いて膝詰めで対話する。具体的には、四半期ごとに対象層とテーマを分けて実施し、各層における理解度、現場において安全最優先に業務を展開するために必要な改善すべき要件、これらの具体化内容、実施状況等の確認・評価を行ない、必要な経営計画の軌道修正を行なうとともに、次年度計画に反映する。</p>		
<p>1. 目 的</p> <p>社長宣言の「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」に基づく、「安全を何よりも優先する」という基本行動方針を、経営層の強いコミットメントのもと、現場第一線に早期に浸透・定着させる。</p> <p>2. 具体的実施内容</p> <p>(1) 経営計画対話による安全最優先の業務展開状況の確認・分析評価および改善</p> <p>a. 経営層と現場第一線が、膝詰めで対話する場を設け、経営層が現場第一線に理念を伝えるとともに、現場第一線の実態を確実に把握し、経営計画に適宜反映している。【平成 18 年度経営計画は平成 18 年 3 月 27 日済み】</p> <p>b. 「美浜発電所 3 号機主復水配管修繕工事に係る不適切な取扱い」を踏まえ、経営計画対話の機会に、品質記録の重要性について、十分に浸透を図った。【平成 18 年 3 月実施済み】</p> <p>(対話方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の方針 (経営計画、行動計画等) から、現状の業務における課題を特定し (テーマ例: 組織、要員、予算、業務遂行方法、諸制度等) 具体的な課題について議論を行なう。 ・実施に当たっては、原子力事業本部の実施する原子力事業本部運営計画策定のための膝詰めで対話とも協調して実施する。 <p>c. 膝詰めで対話で出された意見・要望のうち、部門横断的な課題については、原子力保全改革委員会直属の「社内諸制度 WG」(No.26 参照) において検討し、検討すべき問題点、改善策をスピーディーに委員会に上申している。</p> <p>[対話実績: 平成 18 年 3 月末現在]</p> <p>全社で 203 回 (うち若狭支社 (当時) 1 回、美浜、高浜、大飯 各 3 回)</p> <p>3. 平成 18 年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営層と現場第一線との膝詰めで対話を半期に 1 回ずつ実施する。 ・膝詰めで対話で出た意見に対しては、必要により次年度の経営計画に反映するとともに、社内諸制度WG 等により着実に対応し、対話の有効性について現場第一線の実感を高め、マンネリ化、形骸化防止を図る。 <p>4. 評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膝詰めで対話で出された意見・要望が、適切に処置されていることを確認する。 ・対話が有効なものであったかどうかについて、継続的に実施していく対話活動の中で確認していく。 			

スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1) 経営計画対話による 安全最優先の業務展開 状況の確認・分析評価 および改善		<p>経営層と第一線職場との膝詰め対話 (品質記録の重要性を含む)</p>	
		<p>次年度経営計画への反映</p> <p>意見・要望の処置・経営計画への反映(適宜)</p>	

No.	3	所管箇所	原子力事業本部（原子力企画 Gr）
基本行動方針	安全を何よりも優先します		
行動計画	(1)経営計画における安全最優先の明確化と浸透		
実施項目	<p>【原子力事業本部運営計画策定についての対話】</p> <p>原子力事業本部運営計画策定にあたっては、現場第一線と原子力事業本部が膝詰めでの対話活動を行ない、現場実態に即した、ゆとりある発電所運営ができるように計画を策定し、計画の実施状況をフォローし、評価、改善する。なお、この対話には、より客観性を持たせるため、原子力部門以外のものも参画して、実施する。</p>		
1. 目的	<p>原子力事業本部と第一線職場とが膝詰めでの対話を実施することにより、安全最優先の理念を伝えるとともに、第一線職場が原子力事業本部幹部に現場実態を直接伝え、現場意見をよりの確に原子力事業本部運営へ反映する。</p>		
2. 具体的実施内容	<p>(1) 行動計画の浸透【平成 17 年 4 月済み】</p> <p>社長宣言に基づく行動計画の着実な推進のため、行動計画の策定に係った者が自ら、原子力発電所第一線職場に赴いて行動計画の浸透を図った。</p> <p>(2) 原子力事業本部と第一線職場の膝詰め対話【平成 17 年度以降継続】</p> <p>a. 原子力事業本部と第一線職場が膝詰め対話する場を設け、現場第一線の実態を確実に把握し、現場実態に即した無理のない原子力事業本部運営計画の策定およびその展開を行っている。【平成 17 年度運営計画改定済み（平成 17 年 11 月）、平成 18 年度運営計画策定手続中（平成 18 年 4 月策定予定）】</p> <p>b. 「美浜発電所 3 号機主復水配管修繕工事に係る不適切な取扱い」を踏まえ、膝詰め対話の機会に、品質記録の重要性について十分浸透を図った。【平成 18 年 2～3 月実施】</p> <p>（対話方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の方針（行動計画、原子力事業本部運営計画等）から、現状の業務における課題について、原子力事業本部が発電所の各層と膝詰め対話することで、「安全を何よりも優先する」、「品質記録の重要性」の浸透および現場実態に即した原子力事業運営への反映を行う。 ・膝詰め対話には、より客観性を持たせるために、必要に応じ、品質・安全監査室も同席し、現場第一線から出された意見が、適切に原子力事業本部運営計画に反映されるかどうかチェックする。 <p>（試運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一線職場の負担感を低減し、対話の趣旨を徹底するため、まず、安全最優先を阻害する要因や諸制度における問題点等をテーマに、10 回程度試行した。そこでの問題点を評価し、第一線職場にとって受入れやすい環境に改善した上、本格実施につなげた。【平成 17 年 5 月末まで試運用実施済み】 <p>c. 抽出された諸問題については原子力事業本部運営計画に反映するとともに、社内諸制度 WG（No.26 参照）をはじめとした関係 WG に課題としてインプットしている。</p> <p>[対話の実績：平成 18 年 3 月末現在]</p> <p>（1）（2）合わせて計 62 回（うち、社長は美浜 3 回、高浜 2 回、大飯 2 回）</p>		
3. 平成 18 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業本部幹部と現場第一線との膝詰め対話を半期に 1 回ずつ実施する。 ・膝詰め対話で得た意見に対しては、必要により次年度の原子力事業本部運営計画に反映するとともに、社内諸制度 WG 等により着実に対応し、対話の有効性について現場第一線の実感を高め、マンネリ化、形骸化防止を図る。 		

4. 評価

- ・対話での意見が適切に反映されていること、関係WGへインプットされていることを確認していく。
- ・対話が有効なものであったかどうかについて、継続的に実施していく対話活動の中で確認していく。

スケジュール

実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1)行動計画の浸透		—	
(2)事業本部と第一線職場との膝詰め対話		<p>試行</p> <p>本格実施 (品質記録の重要性を含む)</p>	<p>継続実施</p> <p>事業本部運営計画への反映</p>
		<p>意見・要望の関係WGへのインプット(適宜)</p>	

No.	4 - 1	所管箇所	総務室（庶務 Gr）
-----	-------	------	------------

基本行動方針	安全を何よりも優先します。		
行 動 計 画	(1)経営計画における安全最優先の明確化と浸透		
実 施 項 目	【「安全の誓い」の石碑建立】 二度と同様な事故を起こさないとの誓いを新たにするため石碑を建立し、8月9日を「安全の誓い」の日とする。		
1.目的	今後、全社員がこの事故の反省と教訓を心にとどめ、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という決意を風化させないため、安全を永遠に誓う象徴とする「安全の誓い」の石碑を美浜発電所構内に建立する。		
2.具体的実施内容	<p>(1)「安全の誓い」の石碑の建立【平成 17 年 8 月 5 日済み（除幕式）】</p> <p>石碑の概要</p> <p>材 質 黒御影磨き石</p> <p>規 模 縦 1 0 0 c m、横 1 8 0 c m、地上高(台座を含む) 1 6 0 c m</p> <p>設置場所</p> <p>美浜発電所構内 正門守衛所西側緑地帯</p> <p>完成時期</p> <p>平成 17 年 8 月</p>		
3.平成 18 年度実施内容	平成 17 年度にて完了。		
4.評 価	二度と同様な事故を起こさない意識を持ち続けることについては、4 - 2 において評価する。		
スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)「安全の誓い」の石碑 建立		設計・施工 <hr/> 完成 (8月)	

No.	4 - 2	所管箇所	人材活性化室（安全衛生Gr）
-----	-------	------	----------------

基本行動方針	安全を何よりも優先します
--------	--------------

行 動 計 画	(1)経営計画における安全最優先の明確化と浸透
---------	-------------------------

実 施 項 目	【8月9日「安全の誓い」の日設定】 二度と同様な事故を起こさないとの誓いを新たにするため石碑を建立し、8月9日を「安全の誓い」の日とする。
---------	--

1. 目 的

今後、全社員がこの事故の反省と教訓を心にとどめ、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という決意を風化させないため、安全を永遠に誓う日として、8月9日を「安全の誓い」の日とする。

2. 具体的実施内容

(1) 8月9日を「安全の誓い」の日と設定【平成 17 年度以降継続】

今後、二度と美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故のような重大な事故を起こしてはならないという決意を継続していくため、毎年 8 月 9 日を「安全の誓い」の日と設定した。【平成 17 年 8 月 1 日社達制定済み】

具体的な取組みについては、以下の内容を実施した。【平成 17 年 8 月 9 日実施済み】

- ・美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故の内容や「安全の誓い」の日の設定等について全社員に一斉メールおよび社内広報紙で発信し、社員一人ひとりが毎年「安全最優先」の原点に立ち返る。
- ・事故発生時刻に、全社員が黙祷を行って被災者に対する哀悼の意を表し、安全確保に向けた思いを新たにす。
- ・社員一人ひとりが、あらかじめ自らの安全行動宣言をコンダクトカードに記入し、8月9日に再確認することによって、安全意識の高揚を図る。

3. 平成 18 年度実施内容

- ・平成 17 年度実施後のアンケート結果を踏まえ、平成 18 年度以降の「安全の誓い」の日における取組み内容を検討の上、実施し、従業員への安全意識を浸透させる効果的な取組みを定着させていく。

4. 評 価

実施状況等についてアンケートを実施し、事故の反省と教訓を風化させないよう次年度以降の実施内容の検討を行う。

スケジュール

実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)「安全の誓い」の日設定		取組内容検討	継続実施内容検討

No.	5	所管箇所	原子力事業本部(プラント・保全技術Gr)
基本行動方針	安全を何よりも優先します		
行 動 計 画	(2)労働安全活動の充実		
実 施 項 目	<p>【運転中プラント立入制限と定検前準備作業のあり方の検討】</p> <p>事故後、直ちに運転中プラントへの立入り制限を行ない、また定期検査前の準備作業を実施しないことを決定した。今後、協力会社の方々とともに、安全確保を前提とした定期検査前準備作業のあり方について検討を行なう。</p>		
1. 目 的	定期検査前の準備作業のあり方について検討し、運転中プラントにおける作業者の安全・安心を確保する。		
2. 具体的実施内容	<p>(1) 運転中プラントへの立入り制限【平成16年8月9日済み】</p> <p>(2) 定期検査前の準備作業の取り止め【平成16年8月16日済み】 事故後、直ちに運転中プラントへの立入り制限を行ない、また定期検査前の準備作業を実施しないことを決定した。なお、やむを得ず作業が必要な場合には、耐熱服の着用等の措置を実施した。</p> <p>(3) 定期検査前準備作業の実態調査【平成16年度以降継続】 a. 大飯4号機(第9回)と高浜2号機(第22回)で、定期検査前の準備作業を実施しなかった場合の定期検査開始直後の準備作業の内容や作業量ならびに作業工程等について調査、検討を実施した。 b. 定期検査を開始したプラントで、個別に効率的な準備作業や危険要因に対する配慮について調査、検討を実施している。</p> <p>(4) 定期検査前の準備作業のあり方検討【平成17年度以降継続】 立入制限および定期検査前の準備作業についての問題点を把握し、ハード面(恒設作業足場の設置等)、ソフト面(労働安全衛生マネジメントシステムでのリスク評価の活用等)両面から検討を進めている。 ・検討体制：原子力事業本部(発電Gr、保全計画Gr)および発電所(保全計画課) ・検討スケジュール a. 問題点の把握【平成17年度上期済み】 現場調査結果の分析および発電所・協力会社への聞き取り調査により把握した。 立入制限および定期検査前の準備作業取り止めによる問題点 立入制限および定期検査前の準備作業を実施することによる問題点 b. 問題点に対する対策の検討、具体策立案【平成17年度下期以降継続】 a. で抽出された問題点に対する対策、定期検査前の準備作業のあり方について検討し、具体策を立案する。</p>		
3. 平成18年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き定期検査前の準備作業のあり方の検討を行い具体策を立案・実施していく。 労働安全衛生マネジメントシステム本格運用から1年を経過する平成18年度末を目途に立入制限および定期検査前準備作業に関する今後の方策を決定する。 		
4. 評 価	<p>安全衛生協議会、安全衛生委員会、職場懇談会などの場を通じて労働安全衛生マネジメントシステムの発電所従業員への浸透度および運転中プラントにおける作業者の安心感の醸成度について協力会社の方々、当社社員の意見を分析・評価の上、必要な改善活動を行う。</p>		

スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1) 運転中プラントへの立入り制限の実施	立入制限 —————		—————
(2) 定期検査前の準備作業の取り止め	準備作業取り止め —————		—————
(3) 定期検査前準備作業の実態調査	大飯4号機 —————	高浜2号機の調査 他プラントの調査 —————	
(4) 定期検査前の準備作業のあり方検討		問題点把握 —————	方針策定 —————
		具体策立案 —————	—————

No.	6	所管箇所	原子力事業本部(総務Gr、プラント・保全技術Gr) 人材活性化室(安全衛生Gr)
基本行動方針	安全を何よりも優先します。		
行動計画	(2)労働安全活動の充実		
実施項目	【労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所への導入、水平展開】 事故の未然防止活動の一環として、リスク評価を行ない、労働災害の潜在的危険性を低減するよう労働安全衛生マネジメントシステムを美浜発電所で試行導入している。美浜発電所の結果を評価して、他発電所へ水平展開する。		
1. 目的	労働災害の潜在的危険性を低減し、作業者の安全確保に資する。		
2. 具体的実施内容	<p>(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所導入【平成 16 年 11 月済み】 発電所長が自ら率先し安全管理活動を推進すべく、美浜発電所において労働安全衛生マネジメントシステムを導入することとした。</p> <p>(2) 美浜発電所における試運用</p> <p>a. 労働安全マネジメントシステムの仕組み構築【平成 17 年 1 月済み】 マニュアルを整備し、実施体制、安全衛生方針・目標の決定、年度活動計画の策定、並びに内部監査やレビューのための仕組みを構築した。</p> <p>b. 美浜 2 号機定期検査における試運用【平成 17 年 1～2 月済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系の機械設備、計装設備で 20 数件の工事を対象に作業環境および作業自体に係わる危険要因をあらかじめ明確にした上で、協力会社の作業者と当社の担当者が安全作業指示書の作成過程や作業前の TBMなどでチェックし、労働安全に万全を期した。 ・ 試行の結果、本活動は業務の負担とはならなかった、本システムの運用方法を理解できた、作業者の安全に対する意識向上につながった等の意見を当社社員および協力会社から得た。 <p>c. 美浜 1 号機定期検査における試運用【平成 17 年 4～8 月済み】 美浜 2 号機での試行結果およびこれらの結果に加えて安全衛生協議会などでの協力会社のご意見も反映して、1, 2 次系の工事を対象とした試運用を実施した。</p> <p>(3) 美浜発電所における本格導入【平成 18 年 3 月済み】 試運用の結果を踏まえ、マニュアル等のツール改善、関係者へのシステムの定着確認などを終了し、美浜 2 号機定期検査において本格導入を開始した。</p> <p>(4) 労働安全衛生マネジメントシステムの高浜、大飯発電所への展開</p> <p>a. 美浜発電所での標準類や運用状況を参考に、高浜・大飯にてマニュアル類の制定等の導入準備を実施した。【平成 17 年度上期済み】</p> <p>b. その後、至近の定期検査で試運用を実施している。【平成 17 年度下期～】</p> <p>c. 美浜発電所での本格運用の状況および各発電所での試運用の状況を踏まえて、システムの検証・改善を行なった後に本格導入する予定。【平成 18 年度】</p>		
3. 平成 18 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 3 月からの美浜 2 号機定検での本格運用の結果を評価し、必要な改善を行った上で、美浜発電所での本格運用を継続する。 ・高浜、大飯発電所において、美浜発電所の運用実績の水平展開を図り、労働安全衛生マネジメントシステムを本格導入する。 		
4. 評価	各発電所での試運用および本格運用の結果に対する安全衛生協議会、労働安全衛生マネジメントシステムのレビュー会議などでの当社社員および協力会社社員の意見を分析・評価し、必要な改善活動を行う。		

スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所への導入 (2)美浜発電所における試運用 (3)美浜発電所への本格導入 (4)高浜・大飯発電所への展開	導入決定		
	<u>準備</u> 美浜 2 号機での試運用	美浜 1 号機での試運用	
	レビュー会議	<u>本格導入</u>	継続実施・改善
		<u>導入準備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・美浜発電所の運用状況フォロー ・マニュアル類整備 ・関係者への周知 ・安全衛生方針・目標などの設定 各作業のリスク評価などの試運用	本格導入・継続実施・改善
		レビュー会議	...

No.	7	所管箇所	原子力事業本部(総務Gr)、人材活性化室(安全衛生Gr)
基本行動方針	安全を何よりも優先します。		
行動計画	(2)労働安全活動の充実		
実施項目	【救急法救急員等の養成】 災害発生時の救急医療活動を円滑に行なうため、発電所員を対象として救急対応の教育を行ない、救急法救急員等を養成する。		
1.目的	負傷者発生時の円滑な救急医療活動のため、応急措置に関する発電所所員の知識、技能を高めるとともに、休日・夜間等の連絡体制を整備し対応体制を強化する。		
2.具体的実施内容	<p>(1)救急法救急員等の養成【平成18年3月24日に各職場2名の養成済み】</p> <p>養成内容：救急法救急員、普通救命講習受講者を養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師：日本赤十字社の救急法指導員(救急法救急員)、消防署指導員(普通救命講習) ・養成数：各職場毎(各課(室)・各当直)に原則2名となるよう養成する。 (1発電所当たり約40~50名に相当) ・開始時期：平成17年度下期より養成を開始した。 平成17年度末までに養成数を満足するよう計画的に養成する。 ・養成数の維持：人事異動等があっても養成数を満足するよう平成18年度以降も養成を継続する。 ・技能維持：3年毎の資格更新教育のみならず、日本赤十字社指導員、消防署指導員、産業医、看護師を講師とした発電所内講習会により技能維持に努める。(年1回程度) <p>(2)休日・夜間の連絡体制の整備【平成17年8月25日に3発電所とも社内標準反映済み】</p> <p>従来より、産業医等との連絡体制については救急対策所則に定めているが、休日・夜間の連絡体制について一部明確化されていないため、連絡体制の明確化を図り、救急対策所則の教育において周知徹底している。</p> <p>(3)発電所員を対象とした救急対応教育【平成18年3月31日に発電所員全員に対し教育済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容：救急対応所則に記載された内容 (傷病発生時の対応の基本原則、役割分担、通報連絡・救出、休日・夜間のときの対応要領など) ・講師：産業医、看護師、所長室員 ・実施時期：平成17年7月より開始 ・教育対象：発電所員全員 ・その他：非常災害訓練、原子力防災訓練の負傷者救出訓練で教育効果の確認・フォローアップを実施する。 平成18年度以降についても定期的(1回/年以上)に教育を行い、異動者等に対してフォローを行なう。 また所則の重要部分を改正した場合、必要に応じて改正部分の周知教育を行なう。 		
3.平成18年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・救急法救急員等の養成については、定員管理・技能維持のための養成、補習教育等を実施する。 ・救急対応の教育については、転入者等に対する教育を継続するとともに、非常災害訓練等において救急対応教育の効果確認を行う。 		
4.評価	上記の内容については、その実施状況(発電所各課(室)における教育実施率、救急法救急員の養成数、所則整備状況)を安全衛生活動の年度実績報告等で確認するとともに必要に応じ、次年度計画に反映する。		

スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)救急法救急員等の養成		養成計画等の準備	
		養成の実施	養成の継続
(2)休日・夜間の連絡体制の整備	休日・夜間の産業医等との連絡体制明確化		
(3)救急対応の教育	所則改訂	教育計画立案	
		教育実施・継続	
		訓練	

	No	8	所管箇所	原子力事業本部（原子力企画 Gr、保全計画 Gr、発電 Gr）
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します			
行動計画	(1)発電所保守管理体制の増強等			
実施項目	<p>【発電所支援の強化と保守管理要員の増強および実施後の評価】</p> <p>安全で確実な発電所運営が可能となる体制を整備するため、原子力事業本部と若狭支社を一体化して、福井県に移転し、発電所への支援を強化するとともに、発電所の保守管理要員を増強する等の強化を行なう。これらの要員増強後の評価や原子力事業本部の発電所に対する支援体制についての評価を実施し、改善していく。</p>			
<p>1. 目的</p> <p>原子力発電所の運営管理が安全かつ確実なものとなるよう発電所の支援機能を強化するとともに、発電所の体制を強化する。</p> <p>2. 具体的実施内容</p> <p>(1) 原子力事業本部と若狭支社の一体化による現場支援の強化【平成 17 年 7 月 25 日済み】</p> <p>原子力事業本部と若狭支社を一体とした新たな原子力事業本部を発電所が立地する福井(美浜町)に移転し、発電所支援体制を強化した。</p> <p>(2) 発電所の保守管理要員の増強等【平成 17 年 7 月 25 日済み】</p> <p>原子力事業本部と若狭支社の一体化に合わせて発電所への要員増強を実施した。</p> <p>また、機械工事グループや電気工事グループなど高経年化対策を含めた保守管理体制の強化を実施した。</p> <p>(3) 「是正処置プログラム」の導入【社内標準反映は平成 18 年 4 月目途】</p> <p>刻印問題において情報が原子力事業本部に上がらなかったことを踏まえ、現在、各所で運用している是正処置を共有するプログラムを改善し、併せて原子力事業本部が各発電所の重要な品質情報について共有できるよう仕組みを構築し運用している。</p> <p>具体的には以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所の現況の確認、運用に関する共通の考え方を共有、原子力事業本部が実施計画を策定 ・各所における運用の改善 ・各所の運用の改善に合せ、原子力事業本部における共有方法の検討 <p>3. 平成 18 年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業本部と若狭支社の一体化による現場支援の強化、高経年化対策を含めた発電所保守管理体制の増強等について分析・評価し、必要により改善を実施する。 ・「是正処置プログラム」については、運用の仕組みを標準化の上、運用を継続していく。 <p>4. 評価</p> <p>発電所の保守管理要員増強後の評価や従来の若狭支社が果たしてきた発電所支援機能とそのあり方について分析・評価を行い、発電所支援をより強化・推進できる組織・体制のための改善を図っていく。</p> <p>原子力事業本部移転後、発電所において組織改正による不都合が生じていないかどうかについて、対話形式のフォローを逐次（1～2 回程度）行なう。</p> <p>原子力事業本部移転後 1 年後を目途に組織改正の目的が達成されたかどうかの観点で、発電所支援機能のあり方についてアンケートを行う。また是正処置プログラム改善後の評価について、対話なども踏まえて分析・評価を行ない、必要な改善を図る。【平成 18 年度】</p>				

スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)原子力事業本部と若狭支社の一体化による現場支援の強化 (2)発電所保守管理体制の増強等 (3)「是正措置プログラム」の各所での改善、事業本部での共有方法構築、運用		事業本部・若狭支社一体化による現場支援および発電所保守管理要員増強等 フォロー	
	事業本部移転手続き		評価 必要に応じ改善 継続的改善
		改善・情報共有化の仕組み整備	運用・改善

No.	9	所管箇所	原子力事業本部(総務Gr、機械技術Gr、電気技術Gr)
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します		
行動計画	(1)発電所保守管理体制の増強等		
実施項目	<p>【技術アドバイザーの各発電所への配置】</p> <p>法令や技術基準等に関する専門知識を有した人材を「技術アドバイザー」として原子力事業本部の福井県移転にあわせて各発電所に配置し、現場第一線での的確な技術判断を支援できる体制とする。</p>		
1. 目的	<p>技術基準等に関する不適切な運用を防止するため、法令や技術基準等に関する専門知識を有する人材が各発電所に確実に配置されるようにし、現場第一線における的確な技術的判断を支援する。</p>		
2. 具体的実施内容	<p>(1)「技術アドバイザー」を各発電所に配置【電気技術アドバイザーおよび機械技術アドバイザーについては平成 17 年 7 月 25 日、安全技術アドバイザーについては平成 17 年 9 月 26 日に配置済み】</p> <p>これまでの法令適合性判断要否の実績等を踏まえて、各発電所に対して、次のアドバイザーを配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気技術アドバイザー（電気・計装関係）：各発電所 1 名 ・機械技術アドバイザー（原子炉・タービン関係）：各発電所 1 名 ・安全技術アドバイザー（労働安全関係）：原子力事業本部管内で 2 名 (平成 17 年 9 月 26 日の配置時点では 1 名。平成 18 年 4 月 1 日より 1 名増員し 2 名とした。) <p>a. 技術アドバイザーの職務等</p> <p>電気技術および機械技術アドバイザー</p> <p>発電所運用における法令、技術基準等への適合性を審査することを主たる職務とした。主な職務は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 適合性審査 <ul style="list-style-type: none"> ・関連する帳票等に対する技術基準等への適合性審査及び必要に応じた指導・助言 ・技術基準等への適合性に関する疑義の解明 () 事例や技術基準等にかかる所員への周知・教育 <ul style="list-style-type: none"> ・疑義を解明した事例等の関係する所員および他発電所の技術アドバイザーへの周知 ・法令、技術基準等の制定・改正に伴う所員への伝達教育 () 技術基準等にかかる必修課業務の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準等の適合性に関する対外説明の支援 ・定期安全管理審査、工認等に関する業務の支援 <p>安全技術アドバイザー</p> <p>労働安全に係わる活動内容を強化することを目的とし、作業現場の危険有害要因低減業務、安全衛生関係教育などを安全技術アドバイザーの主たる職務とした。</p> <p>b. 技術アドバイザーへの力量付与</p> <p>技術アドバイザーに必要とされる力量を維持させるために、法令、技術基準等に関する学協会の講習会や委員会等に積極的に参加させるとともに、法令や技術基準等の制定・改定に関する情報が確実に提供されるようにしている。</p>		

3 . 平成 18 年度実施内容

- ・電気・機械技術アドバイザーについては、現場第一線での的確な技術判断の支援を継続的に実施するとともに、技術アドバイザー自身への教育カリキュラムの検討・策定を行う。
- ・安全技術アドバイザーについては、その活動を継続的に実施するとともに、当社の安全管理者との連携強化を図る。

4 . 評 価

現場第一線での的確な技術判断等の観点から、各技術アドバイザーの職務、力量について評価を行い、必要に応じ改善を行なう。

スケジュール

実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度以降
(1)技術アドバイザーの各発電所への配置		事務分掌、しくみの検討 技術アドバイザーの配置 技術アドバイザーへの力量付与	

No.	10	所管箇所	原子力事業本部（発電Gr）
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します		
行動計画	(1)発電所保守管理体制の増強等		
実施項目	【情報管理専任者の各発電所への配置】 情報管理専任者の配置による、有益な情報の確実な提供と水平展開を図る		
1.目的	<p>トラブル情報の分析・評価を的確に実施し、必要な情報が確実に関係箇所へ提供されるよう、現場第一線に「情報管理専任者」を配置して体制を強化する。</p>		
2.具体的実施内容	<p>(1)「情報管理専任者」を各発電所に配置【平成 17 年 7 月 25 日配置済み】</p> <p>a. 情報管理専任者を各発電所に 1 名配置した。</p> <p>b. 情報管理専任者の職務等 以下の情報に関する水平展開の要否について確認あるいは検討の上、設備所管箇所に対して詳細な検討依頼を行う。水平展開が必要なものは確実になされていることを確認するとともに、必要に応じて設備所管箇所を指導する。</p> <p>()海外電力の情報 ・PWR 海外情報検討会にて抽出された情報</p> <p>()国内他電力・他産業の情報 ・ニューシアに登録された情報および電事連における他産業の情報</p> <p>()当社原子力の情報 ・法律対象のトラブル、保全品質情報、その他情報、M - 35 上の不具合・懸案、不適合・是正措置の内容</p> <p>()当社他部門の情報 ・他部門が公表した情報、原子力事業本部を經由して入手した情報</p> <p>()官庁検査等における指摘、意見等の情報 ・定期検査・定期事業者検査・保安検査・トラブル時の指摘、意見、協力会社提案、技術連絡書、工事総括報告書の所見・考察・対応記載事項などの情報</p>		
3.平成 18 年度実施内容	<p>・情報管理専任者の配置による有益な情報の確実な提供と水平展開を継続的に実施する。</p> <p>・情報管理専任者が取り扱う水平展開対象の情報を再整理するなど管理の適正化を行なう。</p>		
4.評価	<p>情報管理専任者の業務、情報の水平展開が確実に実施されているか、実効性があるかとの観点から評価を行い、必要に応じ改善を行なう。</p>		
スケジュール			
実施事項	H16 年度	H17 年度	H18 年度以降
(1)情報管理専任者の各発電所への配置		<p>職務、仕組みの検討</p> <p>配置</p>	<p>必要に応じて改善</p>

No.	11	所管箇所	原子力事業本部（保全計画Gr）
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します		
行動計画	(2)積極的な資金の投入		
実施項目	<p>【設備信頼性、労働安全の観点からの投資の充実】</p> <p>設備信頼性の維持向上、労働安全の確保等の観点から、投資を充実する。その際、当社発電所ならびに協力会社等と対話を行ない、その結果を踏まえ、継続的に改善を行なう。</p>		
1.目的	<p>一層の安全確保のため、「設備安全」や「労働安全」の観点から、十分な水準の投資が継続して実施されるような投資計画策定の仕組みを構築する。</p>		
2.具体的実施内容	<p>(1)設備信頼性の維持向上の観点等からの投資の充実【平成17年度以降継続】</p> <p>各実施計画から打ち出される対応策やその他の投資内容の検討項目を明確にした。 また、資金・人材の投資をどのような優先順位で実施し、どのような指標で評価していくのか、また、必要な仕組みは何かを、方針にて明確化した。</p> <p>a.検討体制：原子力事業本部 保全計画Gr、機械技術Gr、電気技術Gr、 発電所 保全計画課（各課、協力会社、メーカーも適宜参画する）</p> <p>b.検討期間：平成17年5月～9月</p> <p>c.検討の方向性：</p> <p>投資内容項目の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備信頼性の観点 実施計画No.12での長期工事計画の見直し案、2次系配管肉厚管理に係る点検・取替の充実、工事報告書や実施計画No.24にある対話活動の強化から抽出された提案を把握し、ニューシア等で得られた情報も合わせて、点検方法の見直しならびに設備更新を推進している。 ・労働安全の観点 労働安全確保の観点から工事報告書や実施計画No.24にある対話活動の強化から抽出された提案を積極的に採用するとともに、実施計画No.6の労働安全衛生マネジメントシステムから抽出された改善策にも投資し、安全性向上を図っている。 ・職場環境の改善 実施計画No.24にある協力会社との協業をより一層進めていくため、職場環境改善（事務所改良、ITインフラ整備、安全歩廊の整備他）のための投資を実施している。 ・技術力伝承の観点 技術力伝承の観点においては、実施計画No.20の中で整理される技術力に合った役割分担が継続できるための必要な投資について検討し、対応している。 ・定検工程のリスク管理の観点 実施計画No.14においてリスク管理として、予備品・貯蔵品の見直しが必要であると指摘があり、必要な投資について検討し、対応している。 <p>投資方法の検討</p> <p>継続的かつ効果的に投資が計れる指標ならびに具体的取組み事項や確認方法を定めた。 なお、平成17年5～6月の2ヶ月間を労働安全対策キャンペーン期間とし、メーカー、協力会社の方から「安全第一」実現のための提案を募集した。採用提案の実施・水平展開について継続的に実施中。</p> <p>(2)継続的な計画の更新、フォロー【平成17年度以降継続】</p> <p>投資の充実が継続的に実行されていることを、上記の取組み事項に係る確認方法によりフォローしていく。 また、安全上必要な検査・補修・設置工事に必要な資金が充当できる環境が醸成されているか、各所の職場懇談会等（本店役員と現場第一線との懇談会、協力会社との対話を含む）で意見集約を行い確認するとともに、意見を評価した上で十分な投資や仕組みについて改善点を抽出すると共に、必要に応じて改善していく。</p>		
3.平成18年度実施事項	<p>上記各投資内容項目について継続的な計画の更新、フォローを実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内専門家(エキスパート)を活用した保全指針の見直し ・保全指針改善等を適切に実施していくためのシステム改善 		

- ・キャンペーン採用提案の実施・水平展開等、継続的な労働安全対策の実施
- ・予備品、貯蔵品の充実に向けた対応（調達等）等

4. 評価
2.(2)のとおり。

スケジュール

実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1)設備信頼性の維持向上の観点等からの投資の充実		メーカー、協力会社との対話 …… 投資効果を計る指標の作成 投資内容項目の検討	投資の充実が継続的に 行なわれているか確認
		投資方法の検討 （仕組み構築）	・ 専門家を活用した保全指針の見直し ・ 協力会社や情報のフィードバックに対するシステム改善 予備品貯蔵品の運用見直し
(2)継続的な計画の更新、フォロー	労働安全対策キャンペーン	労働安全対策キャンペーン採用提案の実施	
			継続的な改善（現場での懇談会・協力会社との対話）

No.	1 2	所管箇所	原子力事業本部(電気技術Gr・機械技術Gr)
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します		
行動計画	(2)積極的な資金の投入		
実施項目	<p>【長期工事計画の見直し、継続的な計画の更新、フォロー】</p> <p>今後、高経年化プラントが増加していくことから、安全性を一層高めていくために、寿命評価等に基づき適正な時期に補修・取替を行ない、積極的に設備の更新を図る。このため、設備更新の長期工事計画を見直し、海外情報や最新技術情報を踏まえながら、メーカー、協力会社と協同して継続的に計画の更新を行ない、フォローしていく。</p>		
1.目的	<p>炭素鋼配管の減肉という経年劣化事象が今回の事故に繋がり、これを防止できなかったことから、安全性を一層高めていくため原点に立ち返り、寿命評価等に基づく適正な時期による信頼性の高い補修・取替や点検の計画を策定できるよう仕組みを構築する。</p>		
2.具体的実施内容	<p>(1)長期工事計画の見直し【平成17年度済み】</p> <p>a.検討体制の確立 原子力事業本部、発電所の保修部門、メーカーからなる長期工事計画検討会および検討会を円滑に進めるための作業会を設置した。【平成17年5月済み】</p> <p>b.作業会における検討 長期工事計画検討会の下に電気設備作業会、機械設備作業会を設置し、メーカーとの協業により検討を行い長期的な工事計画案を立案した。</p> <p>c.長期工事計画検討会における審議・策定 長期工事計画案の審議・策定を行った。検討会は平成17年度に5回開催した。 なお、継続的な計画の更新のため、最新知見を反映し高経年化を見据えた長期工事計画作成要領（長期工事計画作成マニュアル）を作成した。【平成17年12月済み】 （検討の考え方） 高経年化プラントが増加していくことから、安全性を一層高めていくために、以下のとおり多様な視点を踏まえて適正な時期に補修・取替・点検の計画を策定する。 また、工事の実施にあたっては、戦略的に長期間の定検を計画する。 なお、検討段階において実施が必要と判断されるものは、計画に限らず随時実施していく。 高経年化に伴う経年変化事象による取替え等の必要性 メンテナンス情報の共有化によって得られた知見による取替え等の必要性 国内外トラブル情報の共有化によって得られた知見による取替え等の必要性 研究等の最新技術知見による取替え等の必要性 メーカー提案および協力会社提案による取替え等の必要性 定期検査を安全・確実に実施するための設備維持・改造等の必要性 （上記には、別途開催される技術情報連絡会からの設備信頼性向上や労働安全確保等に関する検討結果を含むものとする。）</p> <p>(2)継続的な計画の更新、フォロー【平成18年度以降継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー等と協業し、海外情報や最新技術情報の反映等により継続的に長期工事計画の更新を行い、実施状況をフォローしていく仕組みの整備を実施した。 【平成17年12月27日に長期工事計画作成マニュアル策定済み】 ・長期工事計画作成マニュアルに基づき、長期工事計画の更新・実施状況のフォローを行っていく。 		
3.平成18年度実施内容	<p>長期工事計画検討会にて、長期工事計画作成マニュアルに基づき、平成17年度に策定した長期工事計画の更新・実施状況のフォローを行う。</p>		
4.評価	<p>3.のとおり。</p>		

スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)長期工事計画の見直し		長期工事計画検討会、作業会設置 ↓ 経年変化事象、最新技術情報等により長期工事計画を立案 [作業会] ↓ 長期工事計画の審議、策定 [長期工事計画検討会] ...	
(2)継続的な計画の更新、フォロー			継続的な更新、フォロー [長期工事計画検討会] [以降1度/半期(原則)] →

No.	13	所管箇所	原子力事業本部（保全計画Gr）
-----	----	------	-----------------

基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します
行動計画	(2)積極的な資金の投入
実施項目	【積極的な投資に係る予算制度の改善等の仕組みの構築】 積極的な投資に当たり、現場第一線が安全最優先に業務を展開する上での問題点を分析・評価し、予算制度の改善等、支援できる仕組みを構築する。
1.目的	従来から安全への必要な投資を行うとともに、修繕費予算を機動的に使用できるようするなど対応してきたが、現場第一線が安全最優先に業務を展開する上で問題はないかどうか、分析、評価し、「設備安全」や「労働安全」に万全を期す妨げになる可能性のある問題点を解消する。
2.具体的実施内容	(1)現場第一線が安全最優先に業務を展開できる仕組みの構築【平成17年度】 積極的な投資に当たり、現場第一線が安全最優先に業務を展開する上での問題点を分析・評価し、予算制度の改善等、支援できる仕組みを構築した。 a.検討体制の確立 原子力事業本部・発電所の保守部門、経理部門双方からなる関係部門で構成するWGを設置した。【平成17年5月済み】 b.検討スケジュール 仕組みの問題点を分析・評価 :平成17年6月 仕組みの変更等、具体的解決策を立案 :平成17年9月 運用を開始 :平成17年度下期（平成18年度予算編成業務） （平成17年10月11日予算編成方針策定） 改善された仕組みが現場まで十分浸透していることを確認：平成17年度下期～H18年度 (2)継続的な計画の更新、フォロー【平成17年度以降継続】 各所の職場懇談会等（本店役員と現場第一線との懇談会、技術情報連絡会を含む）を通じて検査・補修・設置工事に安全上必要な資金を充当できる仕組みが構築されたことに関して意見の集約を行い、評価した上で必要な仕組みの改善を図っていく。
3.平成18年度実施内容	・改善した予算制度の仕組みに基づき運用していくとともに、仕組みを評価し、必要に応じて社内標準の改訂を実施する。
4.評価	2.(2)のとおり。

スケジュール			
実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1)積極的な投資に係る予算制度の改善等の仕組みの構築		WG設置 問題の分析・評価 具体的解決策立案 運用	
(2)継続的な計画の更新、フォロー			懇談会等によるフォロー

No.	14	所管箇所	原子力事業本部（発電Gr）
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します		
行動計画	(3)安全の確保を基本とした工程の策定		
実施項目	<p>【「安全最優先」の考え方に基づく工程策定、変更の仕組みの整備】</p> <p>定期検査工程の策定にあたっては、定期検査工程短縮を目標にするものではないことを明確にし、定期検査により確実に安全を確保するという「安全優先」の考え方に基づき、安全を確保するために必要な検査・補修とその期間を確保することを徹底し、計画する。</p> <p>定期検査時に不測の事態が発生した場合、現場第一線が安全上必要な対策をとることを最優先に実施できるように、必要な工程変更を行なうことを徹底するとともに、工程変更のためのプロセスを明確にして、協力会社とも変更工程案を協議のうえ、変更工程を策定する。</p> <p>定期検査実績の評価、改善要望さらには、過去の運用上の問題点を評価・分析し、工程の策定に反映する。このような仕組みを整備し運用を行なう。</p>		
1.目的	<p>工程の策定にあたっては、安全優先の考え方に基づき、不測の事態の場合、安全上必要な対策を最優先できるよう、工程変更のためのプロセスを明確にする。また、安全確保上、十分な検査・補修と取替の期間を確保するよう工程策定の仕組みを確立する。</p>		
2.具体的実施内容	<p>(1)定期検査工程短縮を目標にするものではないことおよび安全最優先の考え方の徹底【平成17年4月済み】</p> <p>安全最優先の考え方に基づく工程策定を行うことをメーカ、協力会社に協力会社連絡会において宣言、説明した。</p> <p>(2)安全最優先の考え方による定期検査工程の柔軟化【事故発生以降】</p> <p>事故発生以降、定期検査前準備作業において、労働安全、設備安全を考慮した工程を策定（現在、定期検査前準備作業は取り止め中）するとともに、定期検査中に工程ありきで作業を進めることがないよう、必要に応じて工程を見直すなど、安全最優先の考え方により、当初の定期検査工程を延長し柔軟に対応している。</p> <p>(実績例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査前準備作業において、労働安全、設備安全を考慮した工程を策定 5基平均で約9日延長（M1、M2、T2、T3、O4） ・美浜3号機事故対応の中、2次系配管全数点検を実施することから、社員、協力会社の労働安全等を考慮 美浜1号機で42日延長 ・2次系配管肉厚測定結果に伴う配管取替 大飯2号機で21日延長 <p>(3)定検工程策定、変更時のためのプロセスの明確化と標準化【平成17年9月28日社内標準反映済み】</p> <p>現状の工程策定方法、工程変更方法の問題点を分析・評価し、安全の確保を基本とした定検工程の策定、柔軟な工程変更のプロセスを構築した。</p> <p>a.検討体制の確立【平成17年4月済み】</p> <p>原子力事業本部・発電所の保守・発電部門および協力会社（11社）で構成するWGを設置した。</p> <p>（平成17年度はWGを13回開催）</p> <p>b.検討スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の工程策定・変更方法の問題点抽出・分析 平成17年7月 ・定検工程策定・変更プロセスの構築等、具体策を立案 平成17年9月 ・社内標準への反映 平成17年9月 ・運用開始 平成17年10月 		

(4) 柔軟な工程管理の実施【平成 17 年度下期】

2. (3) のより構築された定検工程・変更プロセスを 17 年度下期以降に適用している。

3. 平成 18 年度実施内容

・改善された定検工程・変更プロセスの継続的に運用するとともに、更なる課題（リスク回避、休日のあり方等）の標準化について検討する。

4. 評価

安全最優先の考え方に基づき、工程策定、変更の業務が遂行されているかについて、各発電所における工程調整会議、定期検査反省会などで意見聴取し、徹底が不十分であれば、発電所員、メーカー・協力会社の従業員の方々に再度説明する。また、必要があれば運用の改善を行なう。

スケジュール

実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)安全最優先の考え方の徹底			
(2) 安全最優先の考え方による定期検査工程の柔軟化		定検前準備作業等による工程柔軟化
(3)定検工程策定、変更時のためのプロセスの明確化および標準化		現状の問題点抽出・分析 具体策の立案 社内標準に反映	
(4)柔軟な工程管理の実施			運用・評価・改善 →

No.	15	所管箇所	人材活性化室（能力開発センター） 原子力事業本部（原子力企画 Gr）
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します		
行動計画	(4)教育の充実		
実施項目	【2次系配管肉厚管理の重要性に関する教育】 2次系配管肉厚管理の重要性に関する教育を、今後も継続実施する。		
<p>1.目的 美浜3号機の事故を受け、2次系配管肉厚管理業務に関する内容とその重要性について習得させるため、また、思いがけないミスが大きな事故に発展し得る危機意識を醸成するため教育を実施する。</p> <p>2.具体的実施内容 (1) 保修業務研修（配管肉厚管理コース） 事故発生後、その当時の保修課員（配管担当者）には、直ちに2次系配管肉厚管理に関する臨時教育を実施した。【平成16年9～11月実施】 平成17年度からは教育内容の改善を図った上で保修要員の体系教育（配管肉厚管理コース）として継続的に実施している。【平成17年12月～】 ・研修内容：- 配管肉厚管理（肉厚管理指針の主旨・内容、技術基準、NISA文書） - 配管肉厚計測要領 - 超音波厚さ計の取り扱い（厚さ計の取り扱い・校正方法、各種測定および系統での計測実習、NIPPSの概要・入出力方法） ・対象者：保修課員（配管担当者）</p> <p>(2) 危機意識を高めるための教育 国内外の重要なトラブル事例の内容・教訓を職能毎に分けて教材を作成し、eラーニングにて教育を実施している。【平成17年6月～】 ・対象者：発電所 技術系社員</p> <p>3.平成18年度実施内容 ・保修業務研修(配管管理コース)については、新たな配管担当者を対象に実施する。 (1回/年以上) ・危機意識を高めるための教育については、発電所各課長以下の技術系社員全員に実施する。 (1回/年)</p> <p>4.評価 教育終了後、理解度チェックを行い、所属長の指導下でOJTにて弱点のフォローを実施する。 なお、教育実施後、アンケート等により、教育方法や教材の改善につなげていく。</p>			
スケジュール			
実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1) 保修業務研修 （配管肉厚管理コース）	臨時教育	教材充実	教育の継続実施
(2) 危機意識を高めるための教育		教育内容設定	教育実施

No.	16	所管箇所	人材活性化室（人材開発Gr・能力開発センター）、企画室（経営管理Gr）、原子力事業本部（原子力企画Gr）	
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します			
行動計画	(4)教育の充実			
実施項目	<p>【管理層へのマネジメント等の教育】 業務運営上責任ある管理者層に対して、法令や安全管理などの理解を深める教育を行なうとともに、それらを部下に遵守させるなどのマネジメント能力を向上させる教育を行なう。</p>			
<p>1.目的 安全確保の徹底、CSRの確実な推進、品質管理機能の強化等について、原子力部門の役員をはじめとする管理者層の教育を実施するとともに、発電所の課長にはマネジメント能力の向上などをねらいとする「第一線職場課長研修」を実施する。</p> <p>2.具体的実施内容 (1)マネジメント研修 原子力及び関連部門の役員～発電所次長クラス以上に対して、安全第一の方針が第一線職場担当者まで徹底できていなかったことを反省し、マネジメント能力向上のための研修を実施している。【平成17年6月～】 <研修内容の実績> ・第1回：品質管理・品質保証に関する研修【平成17年6月】 ・第2回：JEAC4111、安全文化に関する研修【平成17年9月】 ・第3回：組織問題の解決と品質管理に関する研修【平成18年1月】</p> <p>(2)第一線職場課長研修 第一線職場のキーパーソンである発電所課長クラスを対象として、品質管理に関する知識向上、コンプライアンス意識の再徹底、マネジメント能力の一層の伸長等を内容とする研修を実施している。 平成17年度は、5/19より研修を開始して15回の研修で発電所課長クラス104名が受講した。</p> <p>3.平成18年度実施内容 ・マネジメント研修については、半期に1回実施する。 ・第一線職場課長研修については、新たに対象者となったものに対して実施する。</p> <p>4.評価 教育終了後、記述式レポート等により、受講者が内容を理解していることを確認する。 なお、教育実施後、アンケート等により、教育方法や教材の改善につなげていく。</p>				
スケジュール				
実施事項	H16年度	H17年度	H18年度	
(1)マネジメント研修		準備	教育実施	
(2)第一線職場課長研修		本格実施	継続実施	

No.	17	所管箇所	人材活性化室（能力開発センター） 原子力事業本部（原子力企画 G）
基本行動方針	安全のために積極的に資源を投入します		
行動計画	(4)教育の充実		
実施項目	【法令、品質保証、保全指針などの教育の充実】 新しい指針や技術に対応できるようにするため、法令、品質保証、保全指針など常に最新の知識、技能を吸収し、具備できるよう教育内容の拡充を実施する。		
1. 目的	法令、品質保証、保全指針などについて、より一層の理解を深める。		
2. 具体的実施内容	(1) 保修業務研修（技術基準コース）【平成 17 年 12 月～】 保修課員が業務遂行にあたって技術基準を適用する場合、その内容をより理解した上で適切に扱うことが必要であり、技術基準等に関する教育を実施している。 ・教育内容：定期事業者検査、安全管理審査に係る技術基準の内容、解釈、適用方法 ・対象者：保修課員 (2) 法令に関する研修【平成 17 年 8 月～】 現場第一線で業務を遂行する管理監督者が業務計画の立案、技術的事項の判断、部下への指示の際、常に法令等を遵守し適切な判断を行なう必要があるため、法令等の教育を実施している。 ・教育内容：品質保証規程、保守管理規程等の基本要項事項、および原子炉等規制法、電気事業法などの関係法令の解釈、適用方法、過去の適用事例など ・対象者：発電所 課長クラス (3) 法令・保全指針類の改正時の伝達教育【平成 18 年 2 月～】 法令・保全指針類は随時改正されており、中には業務遂行に大きく影響を及ぼすものもあるため、保修課員に対して改正内容についての教育を実施している。 ・教育内容：法令・保全指針類の改正内容・主旨 ・対象者は保修課員 (4) 品質保証の原則の浸透教育【平成 18 年 2 月～】 現場第一線に対して、品質保証の原則をはじめとして、JEAC 4111 の特徴や ISO 9001 との相違点を中心とした教育を行っている。事業本部で教材を整備し、発電所での教育実施に当たっては、適宜、事業本部が同席し研修を進め、品質保証の原則の浸透を図る。また、この内容を、平成 18 年度に原子力部門の専門研修に盛り込む。		
3. 平成 18 年度実施内容	・法令、品質保証、保全指針などの教育を継続的に実施していく。また、品質保証の原則の浸透教育については、原子力部門の専門研修に盛り込んで実施する。		
4. 評価	教育終了後、理解度チェック、講師による評価等を行い、所属長の指導下で OJT にて弱点のフォローを実施する。なお、教育実施後、アンケート等により、教育方法や教材の改善につなげていく。		

スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1) 必修業務研修（技術基準コース）		対象法令等の選定	
(2) 法令に関する研修		教育内容設定	
(3) 法令・保全指針類の改正時の伝達教育		準備	教育実施
(1)～(3)同じスケジュール			
(4) 品質保証の原則の浸透教育		準備、教材整備	教育実施
			専門研修への反映、継続実施

No.	1 8 - 1	所管箇所	原子力事業本部 (機械技術 Gr)
基本行動方針	安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します		
行 動 計 画	(1) 2 次系配管肉厚管理システムの充実		
実 施 項 目	<p>【点検リストの整備等の実施】</p> <p>美浜発電所の事故の再発を確実に防止するために、2 次系配管肉厚管理に関しては、その点検リストを整備するとともに、今後、定期的にレビューを実施することをルール化した。さらに、設備改造に伴う配管の変更が確実に管理票等に反映される仕組みを構築した。</p>		
1 . 目 的	2 次系配管肉厚管理の計画、実施、評価段階において、仕組み等の整備を行ない、2 次系配管肉厚管理の確実な実施を行なう。		
2 . 具体的実施内容	<p>(1) 点検リストの整備</p> <p>a . 主要点検部位の点検リスト整備【平成 16 年 8 月 18 日済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故後直ちに、2 次系配管の主要点検部位で肉厚管理が未実施の部位がないか調査し、その結果を原子力安全・保安院に報告した。 ・肉厚管理が未実施の主要点検部位については、肉厚測定を実施し、健全であることを確認した。また、それらの部位を点検リストに反映し、点検リストを整備した。 ・プラント停止中にスケルトン図と現場の照合を行い、主要点検部位が点検リストから漏れてないことを確認した。 <p>b . N I S A 文書に基づく主要点検部位の点検リストの追加整備 【平成 17 年 8 月 17 日済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管肉厚管理の N I S A 文書 (平成 17 年 2 月 18 日発出) に基づき定めた、当社管理指針における「主要点検部位」への格上げ箇所については、N I S A 文書による「中期的な検査計画」の策定期間である平成 17 年 8 月 17 日までに点検リストの整備を完了した。 <p>(追加箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エロージョン懸念箇所 (蒸気発生器ブローダウン系統、ヒータ空気抜きオリフィス下流配管の偏流発生部位) ・減肉による配管取替え実績のある 2 B 以下の小口径配管 ・配管減肉の水平展開で主要点検部位とした系統 (タービングランド蒸気管) 他 <p>c . その他部位の点検リスト整備【平成 18 年度継続実施】</p> <p>PWR 管理指針の「その他部位」として従来から管理している範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・N I S A 文書による「中期的な検査計画」の策定期間である平成 17 年 8 月 17 日までに点検リストの整備を完了した。 ・なお、「その他部位」の未点検部位については、今後 3 定検 (運転開始後 3 0 年を超えるプラントにおいては 2 定検) で行う肉厚測定時に保温材を外した状態で、現場とスケルトン図の照合を実施している。 <p>当社管理指針にて新たに「その他部位」に追加された範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後 3 定検 (運転開始後 3 0 年を超えるプラントにおいては 2 定検) で肉厚測定および現場とスケルトン図の照合を行い点検リストを順次整備している。 <p>(追加箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧排気管の異材継手部および温度計ウェル周辺部 ・主要点検部位以外の小口径配管 他 <p>なお、美浜 3 号機については、PWR 管理指針に基づく点検対象全箇所、知見拡充のための点検箇所、減肉事象の水平展開による点検箇所の点検を完了し、「その他部位」を含めて全ての点検リストを整備した。【平成 17 年 5 月済み】</p>		

他プラントについては、美浜3号機の全数点検結果等を踏まえ、新たな減肉箇所をの水平展開として原則至近の定期検査で点検または取替えを行い、配管の健全性を確保するとともに、点検リストを整備している。

(2) 定期的レビューのルール化【平成16年9月17日済み】

点検リストは、他プラントへの水平展開を確実にこなう等のため、3年毎に定期的にレビューすることを社内標準に反映した。

(3) 設備変更に伴う管理票等への反映の仕組みを構築【平成16年9月済み】

設備変更を確実にスケルトン図、管理票へ反映する仕組みを構築し、社内標準に反映した。

【平成16年9月1日改正】

さらに、具体的な変更管理方法を定め、社内標準に記載し、運用を開始した。

【平成16年9月17日改正】

3. 平成18年度実施内容

- ・ 其他部位の点検リストの整備（現場とスケルトンとの照合等）の実施を継続する。
- ・ 点検リストの定期レビューの実施計画を検討・策定し、実施する。

4. 評価

- ・ 2次系配管の点検リスト整備について適切に取り組まれていることを内部監査により評価した。
- ・ 原子力事業本部にて各プラントごとの点検リスト整備を含む、中期的な配管検査計画が策定されていることを確認した。【平成17年11月済み】
- ・ 3定検（運転開始後30年を超えるプラントにおいては2定検）後に、「其他部位」を含む2次系配管全点検リストが整備されたことを確認する。

スケジュール

実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1)点検リストの整備 主要点検部位	主要点検部位点検リスト NISA 文書を受けた主要点検部位点検リスト追加整備		
其他部位	其他部位点検リスト（従来から管理している範囲）	現場とスケルトン図の照合（未点検及び新たに追加した部位） 肉厚測定箇所の拡大	
(2)定期的レビューの ルール化	社内標準改正		
(3)設備変更に伴う管理票 等への反映の仕組みを 構築	社内標準改正		

No.	18 - 2	所管箇所	原子力事業本部 (機械技術 Gr)
基本行動方針	安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します		
行動計画	(1) 2次系配管肉厚管理システムの充実		
実施項目	<p>【当社による主体的管理の実施】</p> <p>当社が、現場での測定作業を除く計画から評価まで、主体的に管理を実施する。また、2次系配管肉厚管理システムを高度化するために、コンピュータシステムにおいて未点検箇所が表示される等の改良、肉厚管理体制の強化、点検箇所漏れ等の不具合情報の共有化を図っている。</p>		
1. 目的	2次系配管肉厚管理体制の強化、システム改善等を行ない、肉厚管理を確実に実施する。		
2. 具体的実施内容	<p>(1) 肉厚管理体制の強化【平成 17 年 10 月済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検計画からデータ評価等の一連の工程にわたって確認を行なうなど、2次系配管肉厚管理業務を充実させるために、専任の要員 (係長、担当) を配置した。 平成 16 年 10 月時点：10 名 (美浜 3 名、高浜 3 名、大飯 4 名) 平成 17 年 2 月時点：12 名 (美浜 5 名、高浜 3 名、大飯 4 名) 平成 17 年 4 月時点：14 名 (美浜 5 名、高浜 4 名、大飯 5 名) 平成 17 年 10 月時点：31 名 (美浜 10 名、高浜 10 名、大飯 11 名*) *大飯は定検工程に合わせて平成 17 年 9 月に配置 <p>今後とも業務実態に合わせて見直していく。</p> <p>(2) 点検漏れ等の不具合情報の共有化【平成 16 年 9 月済み】</p> <p>点検箇所漏れが確実に水平展開が図れるよう、不適合事例として社内標準に明記した。</p> <p>(3) 当社が、現場での測定作業を除く計画から評価まで主体的に実施</p> <p>< 主体的管理の内容 ></p> <p>a. 平成 17 年 9 月以前【平成 16 年 9 月済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の 5 ヶ年点検計画表に基づき協力会社が作成した点検計画を当社が確認の上、協力会社に点検を依頼。 ・ 点検結果の評価は、協力会社からの評価を管理指針に照らし当社でも評価・確認。 ・ 協力会社社員が現場で行なう肉厚測定作業等への当社社員の立会いを強化し、協力会社との対話、連携、および重要ポイントの確認を行なっている。 <p>b. 平成 17 年 9 月以降【大飯 1 号機 第 20 回定検より実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NIPS を当社で購入【平成 17 年 9 月 16 日済み】し、NIPS の移管については準備が整い次第、速やかに実施した。 ・ NIPS 移管後の実施主管箇所および運用ルールを社内標準に定めた。【平成 17 年 8 月 16 日済み】 ・ 10 定検分の点検計画表を維持管理し、これに基づき定検毎に点検計画を策定し、協力会社に測定工事の発注を行う。 ・ 測定結果の評価は、管理指針に照らし当社が評価・確認を行う。 ・ 協力会社社員が現場で行なう肉厚測定作業等への当社社員の立会いを強化し、協力会社との対話、連携、および重要ポイントの確認を行なっている。 		

(4) コンピュータシステムの改良【平成 17 年度初頭から適用、継続的改良】

NIPS については安全規制上の要求や人的ミス防止の観点等からプログラム改善を実施し適用を開始した。【平成 17 年 3 月済み】

< プログラム改善内容 >

- ・スケルトン図と点検管理票をNIPS内でリンク。
- ・スケルトン図、点検管理票の変更経緯をシステムに記録し、トレーサビリティを向上。
- ・主要点検部位の新たな追加等、重要な変更がシステムに入力された場合、当該箇所が明確に認識できるようビジュアル化（赤色表示等）。
- ・原子力安全・保安院より発出された「原子力発電所における配管肉厚管理に対する要求事項について」（平成 17 年 2 月）に基づくシステム変更。

- ・減肉率算出方法の変更：初回測定時 公称肉厚法
2 回目測定時 初回測定時と 2 回目測定時の測定肉厚の差と運転時間から算出
3 回目以降 最小自乗法の採用
- ・余寿命が 5 年となるまでに検査実施時期を設定する等

3. 平成 18 年度実施内容

- ・現場での測定作業を除く計画から評価までの主体的な管理を継続的に実施していく。

4. 評価

2 次系配管肉厚管理業務が当社主体で適切に遂行されていることを内部監査により評価する。

スケジュール

実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)肉厚管理体制の強化	体制強化（専任要員増員）	主体的体制確立 本店、支社からの応援派遣等	
(2)点検漏れ等の不具合情報の共有化	社内標準改定		
(3)当社の主体的管理	社内標準改定	継続実施・必要により改善	
(4)コンピュータシステムの改良	NIPS 改良	都度改善	

No.	18 - 3	所管箇所	原子力事業本部 (機械技術 Gr)
基本行動方針	安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します		
行動計画	(1) 2次系配管肉厚管理システムの充実		
実施項目	<p>【減肉管理規格策定作業への積極的な参画、当社の管理指針への反映】</p> <p>(社)日本機械学会において、2次系配管肉厚管理の機能性規格の策定および技術規格の策定が行なわれており、これに積極的に参画し、策定された後は当社のPWR管理指針に反映する。</p>		
<p>1. 目的</p> <p>2次系配管肉厚管理の確実な実施のために、配管減肉管理の計画、実施、評価の各段階に必要なルールの充実を行なう。</p> <p>2. 具体的実施内容</p> <p>(1) 学会での規格策定およびPWR管理指針への反映</p> <p>(社)日本機械学会発電用設備規格委員会のもと平成16年9月に設置された配管減肉対応特別タスク(主査:朝田東京大学名誉教授)において、2次系配管肉厚管理に関する機能性規格、技術規格の策定作業を実施中であり、当社もタスクのメンバーとして参画し、当社の点検データを提供するとともに、規格内容を社内標準に反映する。</p> <p>a. 機能性規格策定検討への参画および社内標準の適合性確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 配管肉厚管理に関する基本的要求事項を定めた機能性規格は平成17年3月に制定。正式発行は平成17年7月。 規格内容に対して社内標準の適切性を確認した。【平成17年11月済み】 <p>b. 技術規格策定検討への参画及び社内標準の適切性確認【平成17年度以降継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2次系配管肉厚管理の検査方法、評価方法等に対する技術規格は、制定後、国による技術評価を経て規制基準として位置づけられる予定。 規格内容、技術評価結果に基づき、社内標準の適切性を確認し、社内標準に反映する。 <p>3. 平成18年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術規格策定検討へ積極的に参画するとともに、原子力安全・保安院による技術評価を経て技術規格が規制基準として位置づけられた時点で、社内標準の適切性を確認し、社内標準に反映する。 <p>4. 評価</p> <p>原子力安全・保安院による技術評価を経て技術規格が規制基準として位置づけられた時点で、規格内容、技術評価結果に基づき、社内標準の適切性を確認する。</p>			
スケジュール			
実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1) 学会での規格策定およびPWR管理指針への反映	<p><機能性規格策定検討への参画及び社内標準の適合性確認></p> <p>策定 正式発行</p> <p>規格策定検討</p> <p>社内標準の適切性確認</p> <p><技術規格策定検討への参画及び社内標準の適切性確認></p> <p>技術評価等</p> <p>規格策定検討 (当社点検データの提供)</p> <p>社内標準の適切性確認</p>		
スケジュールは当社見込みであり、国や学会の活動状況により変動する。			

No.	19	所管箇所	原子力事業本部(保全計画Gr)
基本行動方針	安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカー、協力会社との協業体制を構築します		
行動計画	(2)計画、実施、評価等の保守管理を継続的に改善		
実施項目	<p>【保守管理方針の明確化、基本的な考え方の徹底】</p> <p>保守管理は、安全を達成するために最も重要な活動の一つであり、このため保守管理における計画、実施、評価、定期的な評価等を実施し、継続的な改善を図っていくことを社員や協力会社に明示するため、保守管理方針に明記する。また、保守管理業務において設備を所有する当社が一義的に責任を有すること等の基本的な考え方を、社内標準に明記し徹底する。</p> <p>これらの社内標準については、継続的に改善していく。</p>		
1. 目的	<p>安全の確保を最優先に、保守管理を継続的に改善していくことが最も重要であるという意識を、今一度、原子力事業本部要員の隅々にまで浸透させる。</p>		
2. 具体的実施内容	<p>(1) 保守管理方針を安全最優先の観点から明確化【平成 17 年 5 月 16 日済み】</p> <p>a. 保守管理の向かうべき方向を安全を最優先とするという経営の視点から明示し、保全業務を改善していくために、保守管理の実施方針を改訂し明確化を図った。</p> <p>(保守管理の実施方針)</p> <p>「安全を何よりも優先することを基本とし、安全のためには積極的な資源の投入は勿論のこと、メーカー・協力会社との協業を図りつつ、保守管理を継続的に改善していきます。」</p> <p>b. 協力会社に対して、安全衛生協議会等を活用して保守管理の実施方針等を説明し、保守管理を継続的に改善していく当社の意思を伝える。</p> <p>(2) 基本的な考え方を社内標準に明記し徹底【平成 17 年 5 月 17 日済み】</p> <p>a. 当社は、安全を最優先すること、設備を運用管理する事業者として、一義的には全ての責任を有すること、および保全業務を遂行するにあたり、メーカー、協力会社との協業体制のもと、継続的に保守管理を改善していくことを基本的な考え方として明確化し、社内標準に記載し、周知を図った。</p> <p>(基本的考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全を維持向上させるために科学的、合理的な保全方法を選択します。 ・設備信頼性の維持向上および労働安全の確保等の観点から、積極的に点検・設備改善を実施します。 ・安全確保を最優先とした工程を策定します。 ・安全のために要員の能力を向上します。 ・安全のために保守管理体制を強化します。 ・原子力発電所を所有するものとして我々が保守管理に関して一義的な責任を有しています。 ・メーカー、協力会社の皆さま方と対等なパートナーシップを構築します。 ・安全のために社内ならびにメーカー、協力会社および他電力との情報の共有化を図ります。 ・上記について、継続的に改善していきます。 <p>b. 協力会社に対して、安全衛生協議会等を活用して保守管理の実施方針等を説明し、保守管理を継続的に改善していく当社の意思を伝えている。</p>		
3. 平成 18 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの結果等を踏まえ、保守管理の実施方針および基本的な考え方を定めた社内標準の改正要否の検討を実施し、必要に応じ反映する。 		
4. 評価	<p>保守管理の実施方針および基本的考え方が浸透していることを、定期的にアンケート等で確認する。</p>		

スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)保守管理方針を安全最優先の観点から明確化		社内標準改正	社内標準改正要否検討
		社内標準改正	社内標準改正要否検討
		安全衛生協議会等での説明	
(2)基本的な考え方を社内標準に明記し徹底			
保守管理方針、基本的な考え方の協力会社への説明			

No	20	所管箇所	原子力事業本部(保全計画Gr、プラント・保全技術Gr)	
基本行動方針	安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します			
行動計画	(2)計画、実施、評価等の保守管理を継続的に改善			
実施項目	<p>【役割分担、調達管理の基本計画を策定、実施、社内標準へ反映】</p> <p>この保守管理方針を受けて、工事の安全上の重要度、必要とされる技術力、法的な位置付け、工事形態などに応じて、当社・メーカ・協力会社の役割分担、調達管理の方法を定めた基本計画を策定し、その基本計画に従い、代表工事にて工事内容を分析評価する。その評価結果を踏まえ、全定期検査工事に展開を図るとともに、3者の役割・責任に関する事項を社内標準へ反映する。</p> <p>これらの社内標準については、継続的に改善していく。</p>			
1.目的	メーカ、協力会社の役割分担、および要求事項等を明確にし、保全業務を実施する適切な責任分担となるように改善を図る。			
2.具体的実施内容	<p>(1)代表工事の基本計画を策定【平成17年9月27日社内標準反映済み】</p> <p>代表工事(定検工事、改造工事、業務委託など重要度・工事形態の異なる数件)を選定し、役割分担(当社、メーカおよび協力会社)で曖昧な点がないか、調達要求事項で不明確な点がないかなどの問題点を分析・評価した。問題点に対する改善策を、メーカ、協力会社の意見も聴取したうえで検討し、役割分担、調達要求事項等を明確にした業務フローを含む業務の基本計画を作成した。(工事種別毎に類型化する)また、適宜社内標準類への反映を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討体制：原子力事業本部・発電所の保全業務担当者および購買担当で構成するWGを設置(保守管理改善推進WGを平成17年5月10日に設置済。主査：保全計画Gr) ・検討期間：平成17年5月～9月 <p>(2)基本計画の展開と分析評価【平成18年3月31日に基本計画見直し済み】</p> <p>(1)で作成した基本計画を展開し、全工事を類型化した基本計画を策定するにあたり、各工事毎に工事内容を分析・評価し、その結果を踏まえ必要に応じて基本計画の見直しを行った。【平成17年度下期】また、適宜社内標準類への反映を行なう。</p> <p>(3)具体的な展開実施およびフォロー【平成18年度以降継続】</p> <p>(2)で作成した基本計画に基づき、発電所毎の個別工事を計画・運用し、調達管理の適切性の観点から評価し、必要に応じて改善を行なうこととする。</p>			
3.平成18年度実施内容	基本計画に基づく要求仕様をすべての個別工事の調達仕様書に展開し、必要に応じて基本計画を改善し、社内標準に反映していく。			
4.評価	2.(3)のとおり。			
スケジュール				
実施事項	H16年度	H17年度	H18年度	
(1)役割分担・調達管理の基本計画を策定	WG設置検討	WG設置		
(2)基本計画の展開と分析評価		代表工事による基本計画の策定		
(3)具体的な展開実施およびフォロー		全工事を類型化した基本計画策定	個別工事への展開	
		社内標準への反映(代表工事)	適宜反映	

No.	21	所管箇所	原子力事業本部 (品質保証 Gr) 品質・安全監査室 (原子力監査 Gr)
基本行動方針	安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します		
行動計画	(3) 監査の充実		
実施項目	【業務のプロセス監査の継続実施および改善】 個別業務について、実施手順の要求事項やプロセスが明確にされ、業務が効果的に実施可能かどうかの視点から監査を実施する。		
1. 目的	原子力発電の安全を確実なものとするに資するため、個別業務について、実施手順の要求事項やプロセスが明確にされ、業務が効果的に実施可能かどうかの視点から監査を実施する。		
2. 具体的実施内容	<p>(1) 業務のプロセス監査の継続実施および改善【平成 17 年度より継続実施】</p> <p>個別業務内容により踏み込んで、実施手順の要求事項やプロセスが明確にされ、業務が効果的に実施されているかの視点から現場確認を行い、必要な改善提言を行う、ベース業務のプロセスに着目した監査へシフトしている。</p> <p>(監査の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画された手順に基づき業務が実施されているかどうか。 ・計画された手順が有効かつ効率的であるかどうか。 <p>即ち、業務の計画、実施、フォローという業務のプロセスについて、想定されるリスクに対し (安全への影響度に応じた) 管理手段が設けられているかどうか。</p> <p>(開始時期)</p> <p>平成 17 年 5 月よりプロセス監査を現地で開始。</p> <p>(監査対象)</p> <p>平成 17 年度は 2 次系配管経年変化調査工事など定期点検工事 16 件を対象に実施済み。</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門が協力会社に対し、調達管理の一環として行う請負会社品質調査 (協力会社に対する第三者監査) の内容も同様にプロセスに着目したものとし、特に三菱重工に対しては、「美浜発電所 3 号機主復水配管修繕工事に係る不適切な取扱いについて」の再発防止対策の実施状況等の確認を含め、特別な監査を実施し、品質・安全監査室がその状況を確認していく。【平成 17 年 12 月より特別な監査を開始】 		
3. 平成 18 年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検工事を対象にベース業務のプロセスに着目した監査を継続して実施していく。 ・三菱重工業に対する特別な監査についても継続的に実施していく。 		
4. 評価	業務のプロセス監査について、監査が計画的に実施され、また、監査結果 (指摘・要望事項等) に対する改善活動の P D C A が確実に回っているかどうかについて、マネジメントレビュー (M R) で確認を受ける。		
スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)業務のプロセス監査の継続実施および改善		開始 プロセス監査の実施 M R	継続実施 M R 三菱重工業への厳格な特別監査
		社内標準の見直し	

No.	2 2	所管箇所	品質・安全監査室（原子力監査 Gr）
基本行動方針	安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します		
行動計画	(3) 監査の充実		
実施項目	<p>【品質・安全監査室の若狭地域への駐在】</p> <p>現場支援のための各種対策が機能的に効果を上げているかどうか、保安活動の一翼を担う協力会社の活動が円滑に実施されているかどうか、さらには安全最優先を掲げる経営計画に従い業務が適切に展開され、実施されているかどうかの観点から、その実施状況を機動的かつ正確に把握するため、品質・安全監査室に「発電所担当」を設置し、若狭地域に駐在させる。</p>		
1. 目的	<p>現場支援のための各種対策が機能的に効果を上げているかどうか、保安活動の一翼を担う協力会社の活動が円滑に実施されているかどうか、さらには安全最優先を掲げる経営計画に従い業務が適切に展開され、実施されているかどうかの観点から、その実施状況を機動的かつ正確に把握するため、品質・安全監査室に「発電所担当」を設置し、若狭地域に駐在させる。</p>		
2. 具体的実施内容	<p>(1) 品質・安全監査室の若狭地域への駐在【平成 17 年 7 月 25 日実施済】</p> <p>品質・安全監査室に「発電所担当」を設置し、若狭地域に駐在させた。</p> <p>(「発電所担当」の実施内容)</p> <p>「発電所担当」は、業務プロセスに着目したベース業務監査を実施するとともに、安全最優先を掲げる経営計画を踏まえ現場第一線での業務が適切に展開され実施されているかどうか、現場支援のための各種対策が効果を挙げているかといった観点からの確認も行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベース業務監査の実施（書類調査、ヒアリング） ・ 監査結果の水平展開 ・ 会議体へのオブザーバー参加 ・ 不適合管理や是正処置に関し、原子力事業本部が適切な対応を行っているかをモニタリング（「美浜発電所 3 号機主復水配管修繕工事に係る不適切な取扱いについて」の反映）等 		
3. 平成 18 年度実施内容	<p>・ 業務プロセスに着目したベース業務監査(No.21「業務のプロセス監査の継続的实施および改善」参照)ならびに是正措置プログラムを含めた発電所の日常業務に対するモニタリングを継続的に実施していく。</p>		
4. 評価	<p>若狭地域への駐在を踏まえた品質・安全監査室の活動（監査が計画的に実施され、また、指摘・要望事項等の監査結果に対する改善活動の P D C A が確実に回っているかどうか）について、マネジメントレビュー（MR）で確認を受ける。</p>		
スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)品質・安全監査室の若狭地域への駐在		<p>体制検討</p> <p>MR</p> <p>若狭地域に駐在</p>	<p>MR</p> <p>発電所監査他</p>

	No.	24	所管箇所	原子力事業本部 (品質保証 Gr、電気技術 Gr、機械技術 Gr、保全計画 Gr、プラント・保全技術 Gr) 原子燃料サイクル室 (業務 Gr)
基本行動方針	安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカー、協力会社との協業体制を構築します			
行動計画	(4)メーカー、協力会社との協業			
実施項目	<p>【メーカー、協力会社との協業体制の構築とPWR電力間の協力体制の構築】</p> <p>原子力発電所の保守管理は、メーカー、協力会社との良好な協業関係なしには成り立たない。メーカー、協力会社と双方向のコミュニケーションを図り、人材交流も含めた対等なパートナーシップを築くことのできる仕組みを構築し、互いに保有する技術力や情報資源を活用し、さらなる技術力の向上ならびに強い使命感のもとに、現場第一線を支援するための協業体制を作る。さらに、PWR電力間などの協力体制の構築について検討する。</p>			
<p>1. 目的</p> <p>メーカー、協力会社と双方向のコミュニケーションを図り、人材交流も含めた対等なパートナーシップを築くことのできる仕組みを策定し、現場第一線を支援するための協業体制を構築する。さらに、PWR電力間などの協力体制を構築する。</p> <p>2. 具体的実施内容</p> <p>(1) メーカーおよび協力会社の各社ごととの対話活動の強化【事故後直ちに実施、継続】</p> <p>各協力会社ごとに当社発電所の所次長及び課長等がそれぞれ懇談を行い、発電所における改善事項、要望事項等の意見集約を実施している。</p> <p>(2) 当社とメーカーの協業体制の構築【平成 17 年度以降継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外 PWR プラントにおける最新技術知見、故障・不具合事象 (ニューシア情報等) に関する情報を収集し、メーカー知見を含め、当社プラントにおける同種、類似の事象発生の可能性の検討結果について、定期的に当社へ情報提供を受けている。また、設備設計改善情報や製造中止品情報の提供を定期的に受けている。 これら技術情報などを取りまとめ、半年ごとに 1 度程度、技術情報連絡会を開催し、発電所における水平展開実施の内容などについて、メーカーと対話を行い、協業して検討するとともに、その実施結果についてもフォローを行っている。【平成 17 年 10 月 3 日より技術情報連絡会開始】 プラントメーカーと当社で合意書 (PWR プラントに関する長期的な技術協力【平成 17 年 4 月 22 日】) を交わし、高経年プラントに対する予防保全への取組み等のため具体的な技術連携内容を検討している。【平成 17 年 7 月 12 日よりWG開始】 <p>(3) 当社と協力会社の協業体制の構築【平成 17 年度以降継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各協力会社ごとに定期検査を担当している機器・設備を対象として、国内外 PWR プラントにおける故障および不具合情報を当社から協力会社へ提供し、点検内容への反映検討を依頼している。また、協力会社より機器・設備の保守点検結果等をもとにした改善情報 (設備信頼性維持向上、労働安全確保など) および機器・部品の製造中止情報の提供を定期的に受けている。 これら技術情報などを取りまとめ、半年ごとに 1 度程度、技術情報連絡会を開催し、発電所における水平展開の実施内容、改善提案の実施内容などについて、協力会社と対話を行い、協業して検討するとともに、その実施結果についてもフォローを行っている。【平成 17 年 9 月 27 日より技術情報連絡会開始】 <p>(4) メーカー、協力会社との人材交流【平成 17 年度以降継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、当社保修員の研修としてメーカーや主要協力会社へ研修派遣をしていた。この活動を継続するとともに、保守管理改善推進WGにて三者の役割分担・責任分担を明確化する際に、互いに理解が必要な業務を抽出し、それを経験することの有効性を評価するなど、人材交流のあるべき姿について検討している。 				

(5) PWR電力間などの協力体制の検討【平成17年度以降継続】

- ・PWR電力間などの協力体制として、先行して活動しているウエスティングハウスオーナーズグループ、BWRオーナーズグループを参考とし、積極的な情報・対策の共有化を図るために、他電力と調整の上、メーカおよび国内PWR電力会社でオーナーズグループ(PWR事業者連絡会)を結成した。
- ・具体的活動内容としては、各電力会社、メーカからの故障・不具合情報および海外情報さらには最新技術知見等について、メーカにて事象の重要度分類・水平展開要否を検討し、各電力会社に対してメーカから情報提供、対策提案を受け、対応案を検討するとともに、対応状況のフォローを2回/年程度の定例会議等を通じて行なっている。

(6) 着実な活動の実施とフォロー - 【平成17年度以降継続】

メーカ、協力会社との協業等を着実に実施すると共に、活動内容についてメーカ、協力会社とのコミュニケーションの充実を図り、協業内容及び方法等の見直しを継続的に行っている。

3. 平成18年度実施内容

- ・発電所の各層におけるメーカ、協力会社との対話を継続実施する。
- ・メーカ、協力会社との技術情報連絡会等の情報共有活動を継続し、保守管理に反映する。
- ・三菱重工業と当社との技術連携の合意書に基づき、両者の長期的な役割分担、契約のあり方など具体的な連携方策の検討を進める。
- ・策定した人材交流の実施方針に基づき、人材交流の実施に向けて調整を行なう。
- ・PWR事業者連絡会を定期的で開催し、情報共有と必要な対応について連携、調整を行なう。

4. 評価

技術情報連絡会等におけるメーカ及び協力会社との協業状況を確認するとともに、年に1度、プラント設備の安全確保に係る協業のあり方について意見交換し、必要に応じて改善の対応を行なう。

スケジュール

実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1)メーカおよび協力会社の各社ごととの対話活動の強化		対話活動の実施	
(2)メーカとの協業体制の構築	三菱重工との合意書締結	協業の検討 メーカとの調整	技術情報連絡会の実施[1度/半年程度] ...技術情報の入手[定期的]...
(3)協力会社との協業体制の構築		協業の検討 協力会社との調整	技術情報連絡会の実施[1度/半年程度]
(4)メーカ・協力会社との人材交流		人材交流のあるべき姿の設定	人材交流の調整・実施
(5)PWR電力間などの協力体制の検討		協力体制の検討 他電力等との調整	定例会議の実施[1度/半年程度]
(6)着実な活動の実施とフォロー			継続的な見直し

No.	25	所管箇所	原子力事業本部 (原子力企画 Gr)
基本行動方針	地元の皆さまからの信頼の回復に努めます		
行動計画	(1)原子力事業本部の福井移転		
具体的実施内容	<p>【原子力事業本部の福井移転】 立地地域である地域に軸足を移した原子力事業運営を行ない、発電所の支援が行ない 易い環境とするため、原子力事業本部を福井県に移転する。</p>		
<p>1. 目的 原子力事業本部と発電所のコミュニケーションの距離感を短縮し、発電所実態に即した直接的・積極的な支援が行なえる組織運営とすべく、原子力事業本部と若狭支社を一体とした新たな原子力事業本部に再編し、福井県に移転する。</p> <p>2. 具体的実施事項 (1) 原子力事業本部の福井移転【平成 17 年 7 月 25 日済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転時期：平成 17 年 7 月 25 日 ・移転場所：福井県美浜町 ・組織編制：原子力事業本部と若狭支社を統合し、原子力事業本部が発電所を直接支援する体制とした。 また、地域共生本部を設置しエネルギー研究開発拠点化計画、報道機関、キーパーソンへの対応を強化している。特に拠点化計画への対応についてはプロジェクトチームを設置した。【平成 18 年 4 月 3 日】 ・発電所の要員増強：組織改正に合わせて、発電所の要員を増強した。 <p>3. 平成 18 年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生本部にエネルギー研究開発拠点化プロジェクトチームを設置し、新たな副本部長以下、9名の体制に強化した。【平成 18 年 4 月 3 日済み】 ・原子力事業本部の福井移転について評価し、発電所の支援強化のために必要な改善を実施する。 ・立地地域に軸足を置いた運営のため、福井県全域を対象とした広報活動、福井県の発展、ブランドイメージアップに資する活動を継続、推進する。 <p>4. 評価 原子力事業本部を発電所近傍に移転することにより発電所の支援体制の強化が図られたかどうかについて、移転後 1～2 回、対話形式のフォローを行なうとともに、事業本部移転 1 年後を目途にアンケート等により評価を行ない、必要に応じて改善を図る。</p>			
スケジュール			
実施事項	H16 年度	H17 年度	H18 年度
(1)原子力事業本部の福井移転		<p>事業本部の福井移転</p> <p>移転準備</p> <p>フォロー</p>	<p>必要に応じ改善</p> <p>評価</p> <p>継続的改善</p>

No.	26	所管箇所	原子力保全改革推進室(原子力保全改革推進Gr)
基本行動方針	地元の皆様からの信頼の回復に努めます		
行動計画	(1)原子力事業本部の福井移転		
実施項目	<p>【原子力事業本部運営に係る社内諸制度の見直し】</p> <p>立地地域である地域に軸足を移した原子力事業運営を行ない、発電所の支援が行ない易い環境とするため、原子力事業本部を福井県に移転する。</p> <p>現場第一線が安全最優先に業務を展開できるように、原子力事業本部運営に係る社内諸制度について、一連の再発防止対策活動から得られる問題点を抽出し、見直しを実施する。</p>		
1.目的	<p>立地地域である地域に軸足を移した原子力事業運営を行ない、発電所の支援が行ない易い環境とするため、原子力事業本部と若狭支社を一体化し、新たな原子力事業本部に再編し福井県に移転する。また、現場第一線が安全最優先に業務を展開できるよう、現状の社内諸制度の問題点を抽出し、経営層がコミットした上で、スピーディな見直しを行なう。</p>		
2.具体的実施内容	<p>(1)原子力事業本部の福井移転【平成17年7月25日に実施済み】 No.25 参照</p> <p>(2)原子力事業本部運営の社内諸制度の見直し【平成17年度より継続実施】</p> <p>a.検討体制の確立 原子力保全改革委員会直属のワーキンググループとして、原子力部門と事務部門の役員、支配人クラスからなる「社内諸制度WG」を設置し【平成17年5月30日済み】、検討すべき問題点、改善策をスピーディに委員会に上申する。(事務局は、原子力保全改革推進室)</p> <p>b.検討方法 今年度実施の経営層、原子力事業本部による現場との膝詰め対話においても、社内諸制度に関する問題点や要望事項の抽出を行う。</p> <p>(開催実績) H17.6.13、H17.8.29、H17.11.18、H18.1.19、H18.3.29 (ポ-外刊掲載) H17.8.22 運用開始(以降順次更新)</p>		
3.平成18年度実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、膝詰め対話等を通じて社内諸制度に関する問題点を抽出の上、検討を行う。 膝詰め対話等、対話活動のマンネリ化、形骸化を危惧する声があるため、社内諸制度WG(2~3ヶ月に1回程度)の検討を充実させ、対話活動が有意義だと感じていただけるよう努める。 		
4.評価	<p>社内諸制度の改善については、現場第一線との膝詰め対話等で、改革が実感されているかどうか、要望を満たす改善となっているかどうかを確認する。</p>		
スケジュール			
実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(2)原子力事業本部運営の社内諸制度の見直し		<p>(WGを設置して検討)</p> <p>問題点の抽出</p> <p>問題点の分析、改善策の検討</p> <p>社内諸制度見直し</p> <p>対話等を通じた評価・改善</p>	

No.	27	所管箇所	原子力事業本部 (地域共生本部 地域共生Gr)
基本行動方針	地元の皆さまからの信頼の回復に努めます		
行動計画	(2)コミュニケーションの充実		
実施項目	【地元とのコミュニケーションの充実】 社長以下、原子力事業本部等の関係者が積極的に、直接地元の方々のご意見をお伺いし、また当社の状況等を説明させていただく場を定期的に設ける。		
<p>1. 目的</p> <p>地元の皆さまの思いをしっかりと汲み取り、事故で失われた信頼を回復し、今後も永続的に地元の皆さまから共感・信頼をいただけるよう、地元の皆さまの生の声を発電所運営、および経営に活かしていく。</p> <p>2. 具体的実施項目</p> <p>(1) 地元との対話活動の実施【平成 16 年度から開始、継続】</p> <p>a. 地元のキーパーソンへの説明、各種説明会、各戸訪問等による対話 【平成 16 年度より継続中】</p> <p>事故に関しては、発生後、地元のキーパーソンへの説明、各種説明会、各戸訪問等による対話活動を継続中である。対話活動に当たっては当社技術者も積極的に参画することにより、地元の方の生の声に接するようにしている。</p> <p>(主な実績 平成 18 年 3 月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キーパーソン訪問 延べ約 17,100 件 ・説明会 延べ約 330 回、約 7,100 名 ・各戸訪問 平成 16 年 11 月 24 日～12 月 22 日 (面接率約 91%) (美浜町：約 3,200 戸) 平成 17 年 9 月 14 日～26 日 (面接率約 83%) 平成 17 年 12 月 5 日～22 日 (面接率約 65%) <p>なお、「行動計画」公表以降、延べ約 170 回、約 3,000 名の地元の方々に対して、行動計画の趣旨や実施状況をご説明し、ご意見を拝聴している。</p> <p>b. 当社と立地町の皆さまとの対話の場の設定【平成 17 年度上期より開始】</p> <p>再発防止に係る行動計画の実施状況や発電所の運営状況、発電所運営に係る当面の課題、今後の計画等について、立地町の皆さまと対話の場を設定し、情報交換、意見交換を行っている。</p> <p>【社長出席実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美浜町：H17.4.16 (丹生区の方々への行動計画説明会) ・美浜町：H17.8.9 (住民代表の方々との原子力懇談会) ・高浜町：H18.1.5 (新年挨拶時に町長、議長等と懇談) ・大飯町：H18.1.5 (新年挨拶時に町長、議長等と懇談) <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、社長が出席するものを年 1 回程度、原子力事業本部、発電所が出席するものを、年 3 回程度の頻度で実施するものとし、当社側の出席者は、原子力事業本部副事業本部長、原子力事業本部チーフマネジャー (マネジャー)、発電所長、課長クラスの中から数名程度とする。 ・実施にあたっては、時期や立地町側の出席者等、町当局と十分に調整のうえ計画する。 <p>3. 平成 18 年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元との対話活動について、「地元住民の方々とのコミュニケーションガイドライン」に基づき地元キーパーソンへの説明、各戸訪問、立地町の方との懇談会など、活発な双方向コミュニケーションを継続的に実施していく。 			

4. 評価

対話活動によりいただいた地元の皆さまのご意見等は、原子力事業本部内で共有し、発電所運営、および経営に活かしていく。

スケジュール

実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1) 地元との対話活動の実施 (事故後の対話活動を含む)		<p style="text-align: center;">地元のキーパーソンへの説明、各種説明会、各戸訪問等による対話</p> <hr/> <p style="text-align: center;">対話の場について 地元との調整</p> <hr/>	<p style="text-align: center;">↑</p>

	No.	28	所管箇所	原子力事業本部（地域共生本部 エネルギー研究開発拠点化PT）
基本行動方針	地元の皆さまからの信頼の回復に努めます			
行動計画	(3)地域との共生			
実施項目	【福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」への協力】 福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」を具体的なものとするため、福井県をはじめとする関係者と十分協議しながら、着実かつ円滑に推進できるよう協力していく。			
<p>1. 目的</p> <p>地域との共存・共栄の観点から、福井県「エネルギー研究開発拠点化構想」を具体的なものとするため、福井県をはじめとする関係者と十分協議しながら、着実かつ円滑な推進に向けて協力していく。</p> <p>2. 具体的実施項目</p> <p>(1) 福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」策定への協力【平成16年度済み】 当社は「エネルギー研究開発拠点化計画策定委員会」に参画し、計画策定に協力した。</p> <p>(2) 福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」の具体化への協力【平成17年度以降】 (協力内容)</p> <p>a. 「エネルギー研究開発拠点化推進会議」(計画の推進体制の整備) 福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」を着実かつ円滑に推進することを目的に県が設置する「エネルギー研究開発拠点化推進会議」へ参画している。</p> <p>b. 「エネルギー研究開発拠点化推進組織」への要員派遣(計画の推進体制の整備) 福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」を着実かつ円滑に推進することを目的に県が若狭湾エネルギー研究センターに設置した「エネルギー研究開発拠点化推進組織」へ要員を派遣している。</p> <p>c. 「高経年化対策」(安全・安心の確保) 県内における高経年化研究体制等の推進へ参加、協力していくとともに、原子力安全基盤機構に設置された「技術情報基盤調整委員会」に積極的に参画し、そこで議論される最新の研究成果(福井高経年化対策研究会の成果を含む)や海外事例等の高経年化対策活動に反映すべき項目をタイムリーに現場の保守管理活動に反映していく。</p> <p>d. 「地域の安全医療システムの整備」(安全・安心の確保) 地域の安全医療システムを構築するため、美浜発電所3号機事故の教訓も踏まえ、県と協力して、嶺南の地域医療を担う医師確保のための奨学金等による人材育成支援制度の導入に向けて検討しているとともに、各発電所構内への救急車両の配備やヘリコプターの活用による緊急時における患者搬送体制の整備に取り組んでいる。また、嶺南地域における医療提供体制の実態を踏まえた、熱傷や被ばく治療などにも対処できる高度な医療施設についても引き続き県と協議し整備していく。</p> <p>e. 「県内企業の技術者の技能向上に向けた技術研修の実施」(人材の育成・交流) 技術研修の実施にあたり、研修カリキュラムの作成、講師の派遣、原子力保修訓練センターなどの施設の提供などの協力を行っている。また、技術研修により技術力を向上させた県内企業に対して、原子力発電所の定期検査中に行う設備機器等の点検・補修業務等への参入機会の拡大方策の検討を行う。</p> <p>f. 「県内大学における原子力・エネルギー教育体制の強化」(人材の育成・交流) 講師の派遣や今後整備予定の施設等の提供などにより、大学等が行う教育に対して積極的な協力を引き続き行っていく。</p>				

g. 「小学校、中学校、高等学校における原子力・エネルギー教育の充実」(人材の育成・交流)
施設を学校教育に積極的に開放するほか、学習教材の提供や技術者等を講師として参加させるなど、原子力・エネルギー教育に協力している。

h. 「産官学連携による技術移転体制の構築」(産業の創出・育成)
産官学ネットワークの形成を図り、エネルギー関連の技術移転を促進するため、「拠点化推進組織」が開催する「原子力・エネルギー関連技術活用研究会」およびその各種分科会に参加し協力しており、県内の大学や企業等との共同研究や製品開発を推進していく。

i. 「原子力発電所の資源を活用した新産業の創出」
平成18年度、新たに設置される「原子力・エネルギー関連技術活用研究会」の分科会に参加し、温排水を利用した魚介類等の養殖研究などの研究成果を活かした、企業等との共同研究を推進する。

j. 「企業誘致の推進」(産業の創出・育成)
関連企業や取引企業を中心に企業情報を取りまとめ、県、市町との緊密な連携のもと、原子力関連企業の県内立地に向けた積極的な企業誘致活動を展開していく。

3. 平成18年度実施内容

- ・地域共生本部に「エネルギー研究開発拠点化プロジェクトチーム」を設置し、新たな副本部長以下9名体制に強化した。【平成18年4月3日済み】
- ・今後とも「福井県エネルギー研究開発拠点化計画」へ継続的に協力していく。

4. 評価

「エネルギー研究開発拠点化推進会議」へ参画することによって、各項目の進捗状況を確認し、福井県をはじめとする関係者と十分協議の上、協力していく。

スケジュール

実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1)福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」策定への協力			
(2)福井県「エネルギー研究開発拠点化計画」の具体化・推進への協力		当社にプロジェクトチーム設置	→

No.	29 - 1	所管箇所	原子力保全改革推進室 (原子力保全改革推進 Gr)
基本行動方針	安全への取組みを客観的に評価し、広くお知らせします		
行動計画	(1)再発防止対策を確認し、評価する仕組みの構築		
実施項目	<p>【原子力保全改革委員会】 再発防止対策を着実に推進するために、社長は、原子力事業本部以外の委員を主体とする「原子力保全改革委員会」を設置し、再発防止対策に係る実施計画の審議、調整、進捗状況の分析・フォローを行なわせ、その結果の報告を受け、各対策の実施責任者に対して必要な指示を行なう。また、再発防止対策の実実施計画について、公表する。</p>		
1.目的	再発防止対策を全社を挙げて着実かつ総合的に推進するため、原子力保全改革委員会を設置する。		
2.具体的実施内容	<p>(1)「原子力保全改革委員会」の設置【平成 17 年 4 月 11 日済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力保全改革委員会を平成 17 年 4 月 11 日に設置した。 委員会の活動を補佐し、再発防止対策を着実に遂行するため、原子力保全改革推進室ならびに同室に原子力保全改革推進グループを平成 17 年 4 月 26 日に設置した。 委員会の開催は、1 回 / 月を目安とするが、必要に応じ都度開催する。 <p>(2)「原子力保全改革委員会」による活動【平成 17 年度以降】</p> <p>a.実施計画の審議・調整・進捗状況の分析・フォロー (委員会の活動内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当委員会は社長の指示のもと、再発防止対策に係る実施計画の審議、調整、進捗状況の把握を行なう。 社長は、当委員会の審議を踏まえ、各対策の実施責任者に対して必要な指示を行なう。 再発防止に係る行動計画に沿って、具体的方策が確実に遂行されるよう、原子力保全改革推進室を設置、室内に設置した原子力保全改革推進グループが、各部門の具体的方策案の評価、改善指示を行うとともに、実施状況の把握および評価を行なう。 <p>(開催実績)</p> <p>平成 17 年度 43 回 (原則 1 回 / 週開催) 平成 18 年度 2 回</p> <p>b.実施計画の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止対策の実実施計画を公表した。(平成 17 年 6 月 1 日) 美浜 3 号機の配管刻印問題を踏まえ再発防止対策の実実施計画の強化・充実を公表した。(平成 17 年 12 月 7 日) 		
3.平成 18 年度実施内容	引き続き再発防止対策を全社を挙げて着実かつ総合的に推進する。		
4.評価	再発防止対策の実実施状況について、約 3 ヶ月毎「原子力保全改革検証委員会」で評価・検証により適切に対応していく。		
スケジュール			
実施事項	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
(1)「原子力保全改革委員会」の設置		4/11	
(2)「原子力保全改革委員会」による活動		実施計画の審議・調整・進捗状況の分析・フォロー (委員会の開催は 1 / 月を目安) 実施計画の公表 6/1 12/7	

No.	29 - 2	所管箇所	品質・安全監査室(原子力保全改革検証Gr)
基本行動方針	安全への取組みを客観的に評価し、広くお知らせします		
行動計画	(1)再発防止対策を確認し、評価する仕組みの構築		
実施項目	<p>【原子力保全改革検証委員会】</p> <p>再発防止対策の確実な実施について、客観的かつ総合的に評価いただくため、地元有識者等を含め、独立性、第三者性を確保した「原子力品質安全委員会」を設置し、各対策の実施状況を定期的に監視・評価し、必要に応じ勧告を行なうこととする。また、結果については、公表する。</p>		
1.目的	<p>事故の再発防止対策の実施状況について、社外の見識を含めた独立的な立場から有効性を検証し、より良い品質・安全の確保にあたる。</p>		
2.具体的実施内容	<p>(1)「原子力保全改革検証委員会」の設置【平成17年4月26日済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止対策の実施について、客観的かつ総合的に評価するため、地元有識者を含め社外の第三者を主体とし、委員長も社外有識者が務める等の、高い独立性を確保した「原子力保全改革検証委員会」を平成17年4月26日に設置した。 当該委員会の幹事は、品質・安全監査室長とした。なお室内の専任組織として、原子力保全改革検証グループを平成17年4月26日に設置した。 <p>(2)「原子力保全改革検証委員会」による活動</p> <p>a. 検証委員会の会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 検証委員会の会議は、原則として四半期に1回開催する他、必要に応じ開催する。 必要に応じ、若狭地域で開催する。 <p>b. 監視</p> <ul style="list-style-type: none"> 検証委員会は、改革委員会または原子力事業本部等に対し、対策実施状況の報告を求めるとともに、原子力保全改革検証グループ等からも対策実施状況の調査の報告を受け、再発防止対策の実施状況の監視を行う。 検証委員会の構成員は、必要に応じ自ら対策実施状況の監視を行う。 <p>c. 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 検証委員会は、上記の監視に係る報告等に基づいて、各対策の実施結果が計画どおり達成されているかを検証する。 <p>d. 助言・勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> 検証委員会は、評価結果に基づき改善が必要な場合には、改革委員会等に対して助言・勧告を行う。 <p>e. 公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の結果については、公表する。(開催の都度) <p>(開催実績)</p> <p>平成17年度 3回(H17.6.17、H17.10.7、H18.1.24) 平成18年度 (H18.4.18)</p>		
3.平成18年度実施内容	<p>引き続き美浜発電所3号機2次系配管破損事故を踏まえた再発防止に係る具体的方策の実施について、社外の見識を含めた独立的な立場からその有効性を検証し、継続的な改善に支えられた安全の確保をより確実なものとする。</p>		
スケジュール			
実施事項	H16年度	H17年度	H18年度
(1)「原子力保全改革検証委員会」の設置		4/26	
(2)「原子力保全改革検証委員会」による活動		<p>対策実施状況の監視</p> <hr/> <p>6/17 10/7 1/24</p> <p>会議の開催、結果の公表</p>	

No.	29 - 3	所管箇所	地域共生・広報室(コミュニケーション推進Gr)																																	
基本行動方針	安全への取組みを客観的に評価し、広くお知らせします																																			
行動計画	(1)再発防止対策を確認し、評価する仕組みの構築																																			
実施項目	【再発防止対策の実施状況の周知・広報】 地元の皆さまに対しては、ケーブルテレビや定期的な対話活動により、継続してお知らせする。																																			
1.目的	再発防止対策の実施状況について客観的に確認・評価した結果を公表することで、透明性を高める。																																			
2.具体的実施内容	<p>(1)地元の皆さま等へのお知らせ【平成17年度以降継続】</p> <p>a.公表内容</p> <p>再発防止対策の推進体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子力保全改革委員会」の設置を公表した。【平成17年4月11日済み】 「原子力保全改革検証委員会」の設置を公表した。【平成17年4月26日済み】 「原子力保全改革推進室」の設置を公表した。【平成17年4月26日済み】 <p>再発防止対策の「実施計画」「実施状況」「評価・勧告」</p> <p>「実施計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力保全改革委員会」の審議を経て策定した「実施計画」について、策定後速やかに公表した。【平成17年6月1日済み】 ・策定した「実施計画」に変更があれば、速やかに公表している。【平成17年度1回公表】 <p>「実施状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約3ヶ月毎に「原子力保全改革検証委員会」に報告した再発防止対策の実施状況（実施結果および当面の予定）について、報告後速やかに公表している。【平成17年度3回公表】 <p>「評価・勧告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力保全改革検証委員会」の審議結果については、速やかに公表している。【平成17年度3回公表】 <p>b.公表方法⁽¹⁾</p> <p>適宜、下記媒体等を通じて公表している。</p> <table border="1" data-bbox="225 1328 1283 1760"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">媒体</th> <th colspan="2">頻度等</th> </tr> <tr> <th>平成17年度実績</th> <th>平成18年度計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域</td> <td>プレス発表・ホームページ掲載</td> <td>都度実施</td> <td>都度</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">福井県内</td> <td>新聞折込誌⁽²⁾</td> <td>6回出稿</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>社外定期刊行物</td> <td>6回発刊</td> <td>隔月</td> </tr> <tr> <td>対話活動（各戸訪問、説明会）</td> <td>都度実施</td> <td>都度</td> </tr> <tr> <td>ケーブルテレビ（当社提供番組枠内）</td> <td>6回放映</td> <td>適宜（年6回）</td> </tr> <tr> <td>美浜原子力PRセンター展示</td> <td>9月完成</td> <td>継続展示</td> </tr> <tr> <td>テレビCM</td> <td>10月放映開始</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新聞広告</td> <td>13回出稿</td> <td>都度</td> </tr> </tbody> </table>				媒体	頻度等		平成17年度実績	平成18年度計画	全域	プレス発表・ホームページ掲載	都度実施	都度	福井県内	新聞折込誌 ⁽²⁾	6回出稿	-	社外定期刊行物	6回発刊	隔月	対話活動（各戸訪問、説明会）	都度実施	都度	ケーブルテレビ（当社提供番組枠内）	6回放映	適宜（年6回）	美浜原子力PRセンター展示	9月完成	継続展示	テレビCM	10月放映開始	適宜		新聞広告	13回出稿	都度
	媒体	頻度等																																		
		平成17年度実績	平成18年度計画																																	
全域	プレス発表・ホームページ掲載	都度実施	都度																																	
福井県内	新聞折込誌 ⁽²⁾	6回出稿	-																																	
	社外定期刊行物	6回発刊	隔月																																	
	対話活動（各戸訪問、説明会）	都度実施	都度																																	
	ケーブルテレビ（当社提供番組枠内）	6回放映	適宜（年6回）																																	
	美浜原子力PRセンター展示	9月完成	継続展示																																	
	テレビCM	10月放映開始	適宜																																	
	新聞広告	13回出稿	都度																																	
3.平成18年度実施内容	引き続き、地元での対話活動等のご意見を踏まえつつ、再発防止対策の実施状況について客観的に確認・評価した結果を公表することで、透明性を高める。																																			
4.評価	公表方法等について、地元での対話活動等を通じて頂戴したご意見を踏まえ、必要に応じて改善を図る。																																			

(1) 公表内容に応じて、公表する媒体・頻度等は柔軟に対応する。

(2) 「社外定期刊行物」を全県へ拡大配布（従来は嶺南）するため、重複する「新聞折込誌」は平成18年度から中止する。

スケジュール ^(3)				
実施事項		平成16年度	平成17年度	平成18年度
(1)地元の皆さま等へのお知らせ 原子力保全改革委員会 原子力保全改革検証委員会			[週1回程度]	[月1回程度]
全域	プレス発表 ホームページへの掲載	事故概要、 当面の対策等を 公表、説明		
福井県内	新聞折込誌 社外定期刊行物 対話活動 ケーブルテレビ PR館での説明・展示 新聞広告 テレビCM		— — — — —	— — — — —

(3) 各媒体の公表頻度については、公表内容に応じて柔軟に対応する。

再発防止対策に係る平成17年度実績 (1/9)

平成18年3月31日現在

実施項目	現状	実施状況	平成17年度											
			平成16年度 ~平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
<p>①安全を何よりも優先します。 (1) 経営計画における安全最優先の明確化と浸透</p> <p>凡例 S: 実施済(*)で評価・改善の段階 A: 実施済(*)または実施中の段階 B: 実施内容確定し実施予定の段階 C: 実施内容について検討中の段階 (*)社組みが確立し定常的に実施しているものを含む</p>														
1	経営計画における「安全最優先」の明確化	S	▼明確化 3/28 (経営計画策定)					▼8/3 第1回勉強会		▼9/30 第2回勉強会			▼12/8 品質記録の重要性について メッセージ発信	▼2/14 第3回勉強会
2	経営層による現場第一線への経営計画の浸透		行動計画の浸透 ▼3/31 4 11 15 ▼1 6 14						▼10/5 次年度策定方針				▼12/1 H17年度原子力運営計画 の改定	▼2/27 経営計画策定 ▼3/27 経営計画公表
3	原子力事業本部運営計画策定についての対話	S		対話の実施(試行) ▼5/13 ▼5/25			対話の実施 ▼7/27		▼9/29	▼11/2			▼2/20 品質記録の重要性に ついて浸透を図った	▼3/17
4	「安全の誓い」の石碑建立			設計、施工内容検討		石碑建立準備				石碑建立 ▼(除幕式)8/5				
4	8月9日「安全の誓い」の日設定	S		「安全の誓い」の日の実施内容検討				安全の誓いの日 ▼8/9		アンケート実施		集約	分析	▼次年度の取組みへの反映検討

再発防止対策に係る平成17年度実績 (2/9)

平成18年3月31日現在

実施項目	現 状	実施状況	平成16年度	平成17年度																
			~平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
(2) 労働安全活動の充実																				
5 運転中プラント立入制限と定検前準備作業のあり方の検討	<p>① 運転中プラントへの立ち入り制限</p> <p>② 定検前準備作業の取り止め 事故後直ちに運転中プラントの立入制限および定検前準備作業の取り止めを実施し、継続中。</p> <p>③ 定検前準備作業の実態調査 平成16年度に実施した大飯4号機、高浜2号機の定期検査で準備作業について調査済み。引き続き、定期検査を開始したプラントでの現地調査（労働安全設備の配置等）を実施中。</p> <p>(※③、④が立入制限、定検前準備作業取り止めの評価・改善活動)</p> <p>④ 定検前準備作業のあり方検討 定検前準備作業のあり方については、各定検での実態調査を踏まえ問題点を把握し、協力会社の方々とともに、ハード面（恒設作業足場の設置等）、ソフト面（労働安全衛生マネジメントシステムによる評価等）からの具体的な対策の検討を進めている。</p>	S*	<p>立入制限の実施</p> <p>定検実態調査 大飯4 高浜2</p> <p>労働安全設備配置現地調査 調査計画策定</p> <p>労働安全設備配置現地調査</p> <p>大飯2・高浜3 美浜3 大飯1 高浜4 大飯4 美浜2</p> <p>美浜1 高浜1</p> <p>ソフト面からの検討（労働安全衛生マネジメントシステムの活用等）</p> <p>ハード面からの検討（恒設足場の設置等）</p> <p>問題点の抽出 対策の検討</p>																	
			6 労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所への導入、水平展開	<p>① 労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所導入</p> <p>② 美浜発電所における試運用</p> <p>③ 美浜発電所における本格導入 発電所長が自ら率先し安全管理活動を推進すべく、労働安全衛生マネジメントシステム導入を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 美浜2号機定期検査（H17.1~2）の2次系作業に対して試運用した。 また、美浜1号機定期検査（H17.4~8）の1、2次系作業に対して試運用した。 美浜1号機試運用評価結果を踏まえ、過去の労災事例の反映、作業手順上のリスク評価など改善を実施し、美浜2号機定期検査（3/3~）において本格導入した。 <p>④ 高浜、大飯発電所への展開 高浜1号機第23回定期検査（8/14~）の2次系作業に対して試運用済。高浜4号機第16回定期検査（11/16~）において試運用済。試運用結果の評価中。 大飯1号機第20回定期検査（9/20~）の2次系作業に対して試運用済。大飯4号機第10回定期検査（12/27~）において試運用済。試運用結果の評価中。</p> <p>*美浜発電所における本格導入のための評価・改善を高浜、大飯への本格導入に活用</p>	S	<p>▼導入決定 H16/11/30</p> <p>美浜2号機2次系で試運用</p> <p>美浜1号機1次系・2次系・起動時試運用</p> <p>美浜2号機試運用結果の評価</p> <p>美浜1号機試運用結果の評価</p> <p>本格導入のための社内標準などツール改善</p> <p>▼内部監査 ▼レビュー会議</p> <p>平成18年3月美浜発電所本格導入開始</p> <p>水平展開検討</p> <p>高浜1号機2次系試運用</p> <p>高浜、大飯発電所システム構築</p> <p>高浜1号機試運用結果の評価</p> <p>高浜4号機1次系・2次系・起動時試運用</p> <p>高浜4号機試運用結果の評価</p> <p>大飯1号機2次系試運用</p> <p>大飯4号機1次系・2次系・起動時試運用</p> <p>大飯1号機試運用結果の評価</p> <p>大飯4号機試運用結果の評価</p>														
						7 救急法救急員等の養成	<p>① 救急法救急員等の養成 各職場（課・室（当直））毎に救急法救急員または普通救命講習受講者を原則2名養成することとし、9月28日より計画的な養成を開始した。 3月24日に各職場2名の養成を完了した。</p> <p>② 休日・夜間の連絡体制の整備 関係者にて連絡の役割分担等を調整し、社内標準を改訂した。（美浜 7/21、大飯 7/29、高浜 8/25）今後とも必要により改善実施。</p> <p>③ 発電所員を対象とした救急対応の教育 社内標準に基づく救急対応教育を実施済。 ・美浜 7月27日より教育開始。 ・大飯 7月29日より教育開始。 ・高浜 9月9日より教育開始。 3月31日に各発電所全所員に対して教育を完了した。今後の非常災害訓練において教育効果を確認し、改善実施。</p>	S	<p>養成計画策定（具体的な養成日程について講習先と調整）</p> <p>平成17年度内に、各発電所で基準人員を満たすよう養成する（各課、各直で2名以上の有資格者を確保） なお、次年度以降の養成計画は、安全衛生委員会で議論した上で決定する。</p> <p>▲講習（美浜） ▲講習（美浜） ▲講習（大飯） ▲講習（美浜） ▲講習（高浜） ▲講習（大飯） ▲講習（高浜） ▲講習（大飯） ▲講習（大飯）</p> <p>▼救急対応社内標準整備 H16/9/24</p> <p>休日・夜間の連絡体制の整備</p> <p>社内標準改訂 美浜7/21 社内標準改訂 大飯7/29 社内標準改訂 高浜8/25</p> <p>社内標準に基づく職場毎の救急対応教育の計画策定</p> <p>教育の実施</p> <p>平成17年度内に、各発電所で全所員に対して教育を実施する</p> <p>▲教育実施状況確認 ▲教育実施状況確認</p> <p>安全衛生委員会</p>											

再発防止対策に係る平成17年度実績 (4/9)

平成18年3月31日現在

実施項目	現 状	実施状況	平成17年度											
			平成16年度 ~平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
13 積極的な投資に係る予算制度の改善等の仕組みの構築	<p>① 現場第一線が安全最優先に業務を展開できる仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の予算制度等に対して、第一線職場が安全最優先に業務展開できるようにする上での問題を分析・評価し、予算制度等の仕組みを改善するため、第一線職場を含めたWGを5月に設置した。 現状の問題点を抽出の上、具体的な解決策を講じた予算制度改善方針（予備的な予算枠の設定、工事評価基準表の見直し等）を決裁し、それに基づき18年度の予算編成業務を実施。 <p>② 継続的な計画の更新、フォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 懇談会等により意見を聴取し、継続的改善を図る。 予算編成・執行管理等予算管理に係る社内標準の改訂。 	S	予算制度のしくみ検討WG設置に向けた事前検討	▼WG設置 5/9	▼第1回5/17	▼第2回6/27	▼第3回8/16	▼第4回9/20	▼9/6,7火カベンチマーキング	▼9/27予算制度改善方針決裁	▼11/25~29 発電所予算編成結果報告	▼1/5 事業本部予算編成結果報告 (経理へ通知)	▼3/7 H18年度予算通達	
			▼10/11 H18年度予算編成指示・運用開始	▼11/15 H18年度予算編成業務運用中	▼5回改善WG 2/6	▼3/7 発電所との意見交換	▼3/7 H18年度予算通達							
(3) 安全の確保を基本とした工程の策定														
14 「安全最優先」の考え方にもとづく工程策定、変更の仕組みの整備	<p>① 定期検査工程短縮を目標にするものではないことおよび安全最優先の考え方の徹底</p> <p>メーカー、協力会社に協力会社連絡会において宣言、説明した。</p> <p>② 安全最優先の考え方による定期検査工程の柔軟化</p> <p>事故発生以降、労働安全等を考慮して工程策定（現在は定検前準備作業は取止め中）し、工程ありきで作業を進めることがないよう柔軟に対応中である。</p> <p>③ 定検工程策定、変更時のためのプロセスの明確化と標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全最優先の考え方に基づいた定期検査工程策定、工程変更の仕組みを検討することについて、WGを設置（H17.4）し、メーカー、協力会社に説明を実施した。 現状問題点整理の上、対策案について基本方針決裁済み。 新たな定検工程策定のプロセスについて社内標準を改正した。現在、運用中。 <p>④ 柔軟な工程管理の実施</p> <p>各定検工程策定時の協力会社とのコミュニケーションや各定検後反省会等を通じて意見を聴取中であり、今後とも継続的フォロー、改善を行なう。</p>	S	安全最優先の考え方徹底	安全最優先の考え方による定期検査工程の柔軟化	各ユニットの定検申請に合わせ協力会社とのコミュニケーション・定検後反省会によりフォロー	高浜3号定検要望フォロー ▼7/26,27	大飯1号について工程を延長 ▼8/17	美浜1号の並列日給水ポンプケーシング漏れにより並列日を延長 ▼8/22	高浜4号 熱交換器取替工事における上下作業などを考慮し9日の延長 ▼9/28	大飯4号 年末年始ISI工事方法の詳細などを考慮し29日の延長 ▼11/9	高浜2号、大飯2号、敦賀2号との4台ラップを考慮し着手を3/3、日数を86日に延長 美浜2号 ▼12/19	大飯2号 復水器等取替工事、系統復旧作業他の工程調査により4日効率化 ▼2/22		
			▼WG設置 4/5	▼WG等での検討(問題点の抽出) 4/27 28	▼WG等での検討(問題点の抽出) 5/20 5/25	▼WG等での検討(対策検討) 6/16	▼基本方針決裁 9/1	▼社内標準改訂 9/28	▼10/14 運用	▼10/28 11/2	▼1/31 2/3	▼3/17		
(4) 教育の充実														
15 2次系配管肉厚管理の重要性に関する教育	<p>① 保修業務研修（配管肉厚管理コース）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故後直ちに2次系配管肉厚管理の重要性について、保修課員に臨時教育を実施した。 継続的に教育を実施するため、教育内容の評価・改善を図った上で教育体系に組み込み、12/21,22に実施済み。 今年度実績を評価し次年度計画への反映検討中。 <p>② 危機意識を高めるための教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機意識を高める教育については、第1回目を国内外の重要なトラブル事例についてeラーニングで実施した。（対象：発電所技術系社員） 第1回目の結果を踏まえ、当社で経験した身近な事例について、職能別に2回目を実施済み。 今年度実績を評価し次年度計画への反映検討中。 	S	▼9~10月 臨時教育	配管肉厚管理業務に関する教育の教材改善	危機意識を高める教育の実施内容検討	1回目(eラーニング)	2回目(eラーニング)教材準備	▼1/23	2回目(eラーニング)	▼12/21,22 教育実施				
			4回目以降検討中											
16 管理層へのマネジメント等の教育	<p>① マネジメント研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員〜発電所次長クラスの教育については、6月5日に品質管理・品質保証をテーマとした研修を、2回目は9月21日にJ E A C 4 1 1 1、安全文化の醸成に向けたマネジメントを、3回目は1月18日に、組織問題の解決と品質管理というテーマで実施済み。 4回目以降の内容については検討中。 今年度実績を評価し次年度計画への反映検討中。 <p>② 第一線職場課長研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一線職場の課長クラスの教育については、第1回を5月19日に実施し、15回実施済み。 今年度実績を評価し次年度計画への反映検討中。 	S	マネジメント教育の実施内容検討	▼1回目6/5 品質管理・品質保証	▼2回目 9/21 JEAC4111 安全文化	▼3回目 1/18 組織問題の解決と品質管理								
			▼5/19~ 6/2 6/9~	▼7/14~ 7/28~	▼8/4~ 8/25~	▼9/8~ 9/21~	▼10/4~ 9/29~	▼2/1~ 2/16~	▼2/2~ 2/23~					
17 法令、品質保証、保全指針などの教育の充実	<p>① 保修業務研修（技術基準コース）</p> <p>対象技術基準の選定、講師選定、教材整備が完了し、12/21,22に実施済み。2回目を3/14,15に実施済み。</p> <p>② 法令に関する研修</p> <p>品質保証規定の解釈・適用に関する研修を大飯発電所にて課長クラスを対象に8月25日に実施し、美浜発電所は9月26日、高浜発電所は10月11日実施済み。技術基準の改正内容に関する研修を3月14日（大飯発電所）、3月15日（高浜発電所）に実施済み。</p> <p>③ 法令・保全指針類の改正時の伝達教育</p> <p>技術基準等の改正内容に関する伝達教育をH18.2より順次実施中。</p> <p>④ 品質保証の原則の浸透教育</p> <p>品質マネジメントの原則、JEAC4111の特徴、ISO9001との相違点に関する教育を2月14日より実施中。今年度実績を評価し次年度計画への反映検討中。</p>	S	教育対象項目の選定	教育内容の設定・準備	②法令に関する研修実施	▼8/25大飯	▼9/26美浜	▼10/11高浜	▼1技術基準研修 12/21,22実施済み	①技術基準研修 ▼3/14,15実施済み	③法令・保全指針類の改正時の伝達教育 H17下期より順次実施中	④教材整備	▼④教育実施	

再発防止対策に係る平成17年度実績 (5/9)

平成18年3月31日現在

実施項目	現 状	実施状況	平成17年度																		
			平成16年度 ~平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカー、協力会社との協業体制を構築します。 (1) 2次系配管肉厚管理システムの充実																					
点検リストの整備等の実施 (18-1)	① 点検リストの整備 a. 主要点検部位の点検リスト 事故後直ちに肉厚管理未実施部位について調査し、主要点検部位の点検リストを整備した。調査結果については、原子力安全・保安院に報告済。(H16.8.18) b. NISA文書に基づく主要点検部位リストの追加整備 原子力安全・保安院(NISA)発出の文書(H17.2.18)に基づき主要点検部位に追加した箇所について、「中期的な検査計画」に基づき各発電所において策定作業を完了(8/17)し、原子力事業本部においても内容確認実施済み(11/28)。 c. その他部位の点検リスト ・PWR管理指針のその他部位については、NISA文書の要求事項である「中期的な検査計画」に基づき点検リストを各発電所において策定作業を完了済み。(H17.8.17) 原子力事業本部においても確認実施済み(11/28)。なお、その他部位で未点検箇所は至近の2~3回の定検で現場とスケルトン図の照合を行い、必要に応じ点検リストを整備予定。 ・美浜3号機についてはその他部位を含めて点検リストを整備済み。(H17.5)	▼主要点検部位の点検リスト整備 原子力安全・保安院の指示文書を踏まえた主要点検部位の点検リストの追加整備を実施(平成17年8月まで) 8/17 ▼策定完了報告 原子力事業本部による点検リストの確認 11/28 ▼本部確認完了 原子力安全・保安院の指示文書を踏まえたその他部位の点検リストの追加整備を実施(平成17年8月まで) 8/17 ▼策定完了報告 現場とスケルトン図との照合																			
			② 定期的レビューのルール化 点検リストを3年毎に定期的レビューすることを、社内標準でルール化した。現在、具体的なレビュー方法について検討中。	▼定期的レビューのルール化 H16/9/17																	
			③ 設備変更に伴う管理票等への反映の仕組み構築 設備変更を確実に管理票等に反映する仕組みを構築し、具体的な変更管理方法を社内標準に定めた。	▼変更管理の充実 H16/9/17																	
18 当社による主体的管理の実施 (18-2)	① 肉厚管理体制の強化 事故後直ちに、当社が現場での測定作業を除く計画から評価まで主体的に実施することとし、2次系配管管理の専任要員を強化した。 3発電所 4⇒17名(主体的管理)⇒31名(直営化) (平成17年10月まで順次増強を行った。) ② 点検漏れ等の不具合情報の共有化 点検漏れの水平展開の仕組みなどを社内標準に明記した。 ③ 当社が測定作業を除き計画~評価まで主体的に実施 <主体的管理の内容> ・当社が中期的点検計画に基づき作成した定期検査の点検計画により、協力会社に点検依頼。 ・点検結果の評価は、当社で評価・確認を行う。 ・なお、大飯1号機第20回定期検査より順次、肉厚管理業務の直営化を開始している。 ・NIPSの当社への移管については、9月16日に実施済みであり、移管後の業務分担、運用ルール等についても社内標準に反映済み。 ④ コンピュータシステムの改良 ・スケルトン図と点検管理票とのリンク、スケルトン図・点検管理票の変更経緯の記録(トレーサビリティ向上)などコンピュータシステム(NIPS)の改善は実施済み。	S* *現在の配管肉厚管理を評価・改善するため、機械学会で技術規格策定中。(18-3の活動)	▼専任要員の配置 (H16.9~H17.4に順次増強) ▼増員+3 7/25																		
			▼点検漏れ情報の共有化 H16/9/24																		
			▼改良コンピュータシステムの適用 3/下旬	▼増員+14 10/1																	
			▼改良コンピュータシステムの適用 3/下旬	社内標準改正 ▼8/16 NIPS買取 ▼9/16 業務直営化 ▼9/20 大飯1号#20回定検 高浜4号#16回定検 大飯4号#10回定検 美浜2号#23回定検																	
減肉管理規格策定作業への積極的な参画、当社の管理指針への反映 (18-3)	① 学会での規格策定およびPWR管理指針への反映 a. 機能性規格策定検討への参画および社内標準の適切性確認 日本機械学会において配管減肉対応特別タスクを設置(H16.9)し、配管減肉管理の基本的要求事項を取りまとめた機能性規格を制定した。7月末に発行後、社内標準の適切性の確認を実施。(H17.11.21方針決裁) b. 技術規格策定検討およびPWR管理指針への反映 配管肉厚の測定方法、評価方法等を規定する技術規格案については平成18年2月に策定済み。規格委員会での上程を行い、現在専門委員会での書面投票中。当社はこれらの取り組みに積極的に参画して活動中。	機械学会 機能性規格策定作業に参画 ▼機械学会 機能性規格(基本要事項)制定 3/16 ▼機械学会 機能性規格(基本要事項)発行 社内標準の適切性確認 11/21 ▼方針決裁 規格原案作成 規格案作成(規格委員会) 書面投票(専門委員会)																			
			機械学会 PWR技術規格(具体的要求事項)策定作業に参画																		

再発防止対策に係る平成17年度実績 (7/9)

平成18年3月31日現在

実施項目	現 状	実施状況	平成16年度	平成17年度												
			～平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(4) メーカー、協力会社との協業																
24 メーカー、協力会社との協業体制の構築とPWR電力間の協力体制の構築	<p>① メーカーおよび協力会社の各社ごととの対話活動の強化 ・基本方針（H16.9.24決裁）に基づき、H16年10月から各発電所において協力会社の方々との対話活動を継続実施中。 ・対話活動で出てきた意見要望の内、原子力事業本部で検討すべき事項と発電所で検討すべき項目の対応方法を決定。意見・要望への対応を継続実施中。</p> <p>② 当社とメーカーの協業体制の構築 ・PWRプラントの故障・不具合情報等を定期的にメーカーと共有する具体的な仕組みを検討し、メーカー2社との技術情報連絡会を設置した。第2回技術情報連絡会を2月17日、24日に実施し、第1回のフォローと各種技術情報について協業して検討を行った。実施結果について、各種情報の取りまとめを行い、各発電所・協力会社と情報の共有を図っている。 以降、半年毎に継続して実施する。 これまでの実績を評価し改善検討中。</p> <p>また、プラントメーカーと当社で長期的な技術協力の合意書を締結しており、技術連携の具体的な対象機器の選定および具体的な工事の中で発注形態の見直しを検討してきた。（第1回WG 7/12開催、第2回WG 7/29開催、第3回WG 9/9開催、第4回WG 1/23開催、以降サブWG開催）</p> <p>③ 当社と協力会社の協業体制の構築 保守点検の改善情報等を定期的に協力会社と共有する具体的な仕組みを検討し、各協力会社31社との技術情報連絡会を設置した。第2回技術情報連絡会を2月3日から3月9日にかけて実施し、第1回のフォローと各種技術情報について協業して検討した。実施結果について、各種情報の取りまとめを行い、各発電所・協力会社と情報の共有を図っている。 以降、半年毎に継続して実施する。 これまでの実績を評価し、改善検討中。</p> <p>④ メーカー、協力会社との人材交流(あり方検討) メーカー・協力会社との人材交流の実施方針策定済。具体的な人材交流により評価・改善実施。</p> <p>⑤ PWR電力間などの協業体制の検討 PWR電力間の協力体制確立のための、国内PWR事業者連絡会の結成についてPWR電力会社及びメーカーと合意し、覚書を締結した。PWR事業者連絡会を10月20日以降4回開催し、各種情報等について対応策を検討の上、情報を共有した。 以降、継続して実施する。 他電力の意見を踏まえ、今後の運営検討中。</p> <p>⑥ 着実な活動の実施とフォロー 各活動(①～⑤)をメーカー・協力会社等とのコミュニケーションの中で継続的に改善。</p>	報告 (発電所から事業本部への報告) メーカーおよび協力会社ごととの対話活動の強化	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)	報告 (発電所から事業本部への報告)										報告 (発電所から事業本部への報告)	
		メーカーとの協業の検討	協業実施に向けたメーカーとの調整	実施手続	第1回技術情報連絡会 (三菱重工業、三菱電機) 10/3 10/11	第2回技術情報連絡会 (三菱重工業、三菱電機) 2/17 2/24	改善点の検討									
		▼三菱重工との合意書締結 4/22	▼三菱重工とのWG設置 8/3	WGによる検討 ▼7/12(第1回) ▼7/29(第2回) ▼8/26(合同サブWG) ▼9/9(第3回)	技術連携に係る基本方針明確化	具体的対象機器の選定検討 具体的工事の中で発注形態の見直し検討	▼1/23 (第4回) ▼2/13 (サブWG [長期的役割分担]) ▼3/15 (合同サブWG [長期的役割分担、契約のあり方])									
		協力会社との協業の検討	協業実施に向けた協力会社との調整	実施手続	第1回技術情報連絡会 (31社各社別) 9/27 10/26	第2回技術情報連絡会 (31社各社別) 2/3 3/9	改善点の検討									
		人材交流のあるべき姿の設定	メーカー及び協力会社の意見徴取	レビュー会議 8/23	▼基本方針策定 8/26	人材派遣の詳細プログラム策定(研修枠、メニュー等)	実施方針策定									
		PWR電力間などの協業体制検討	PWR各電力間等との調整	覚書等事務手続き	▼覚書締結 ▼第1回準備会 7/29 ▼第2回準備会 9/1	▼第1回JPOG連絡会 10/5 実施手続き ▼第2回JPOG連絡会 11/18	▼第3回JPOG連絡会 1/23 他電力の意見を踏まえ今後の運営検討 ▼第4回JPOG連絡会 3/7									
メーカー、協力会社とのコミュニケーションの中で協業活動についての継続的改善を実施																
④地元の皆さまからの信頼の回復に努めます。 (1) 原子力事業本部の福井移転																
25 原子力事業本部の福井移転	① 原子力事業本部の福井移転 若狭支社と統合した組織改正を行い、美浜町への移転を実施。現在、組織改正のフォロー中。 (実施項目8「発電所支援の強化と保守管理要員の増強および実施後の評価」と同様)	S	移転準備	▼事業本部の移転・組織改正 7/25						▼11/24 フォロー				評価		
26 原子力事業本部運営に係る社内諸制度の見直し	① 原子力事業本部の福井移転 ② 原子力事業本部運営の社内諸制度の見直し ・原子力事業本部運営の諸制度について問題を抽出し、見直し検討を行なうため、原子力部門と事務部門の役員、支配人クラスをメンバーとしたWGを5月に設置。 ・第1回WGを6月13日、第2回WGを8月29日、第3回WGを11月16日、第4回WGを1月19日、第5回WGを3月29日に開催し、膝詰め対話での意見・対応を実施。 ・今後も膝詰め対話等の意見を評価し対応を継続。	S	(No. 25のとおり)	WG設置に向けた検討 ▼WG設置 5/30	WGでの検討(膝詰め対話の意見集約・対応) ▼第1回 6/13 ▼第2回 8/29 社内ポータルサイト掲載 ▼8/22 ▼第3回 11/16 ▼第4回 1/19 ▼第5回 3/29					社内ポータルサイト更新 ▼12/27	社内ポータルサイト更新 ▼1/23					

再発防止対策に係る平成17年度実績 (9/9)

平成18年3月31日現在

実施項目	現 状	実施状況	平成16年度	平成17年度											
			~平成17年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29 再発防止対策の実施状況の周知・広報	<p>① 地元の皆さま等へのお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月25日 行動計画を公表。 4月11日 「原子力保全改革委員会」設置を公表。 4月26日 「原子力保全改革検証委員会」設置を公表。 5月11日 再発防止対策の実施状況を公表。 6月1日 再発防止対策の実施計画・実施状況を公表。 6月17日 「第1回原子力保全改革検証委員会」審議結果と再発防止対策の実施状況を公表。 6月29日 「原子力事業本部の組織改正」「原子力保全改革委員会および原子力保全改革検証委員会の委員変更」について公表。 7月20日 原子力事業本部組織改正の実施日の決定について公表。 7月25日 原子力事業本部の福井移転について報道各社に取材案内。 8月4日 美浜原子力PRセンターの常設展示主要部完成。 8月5日 「安全の誓い」の石碑建立について公表、および報道各社に取材案内。 8月9日 「安全の誓い」の日の取り組み(美浜P/S)について報道各社に取材案内。 「安全の誓い」の日にあたり、福井県内で新聞広告を出稿。 10月1日~再発防止対策実施状況のTVCM放映開始。 10月2日 再発防止対策実施状況の新聞広告掲載。 10月7日 「第2回原子力保全改革検証委員会」審議結果と再発防止対策の実施状況を公表。 1月24日 「第3回原子力保全改革検証委員会」審議結果と再発防止対策の実施状況を公表。 2月15日 「再発防止対策の実施状況」報告書提出公表。 <p>・美浜町各地区および県内各種団体等への説明会、福井県下のCATV・新聞折込・当社定期行物、ホームページ等で、適宜情報提供。 ・今後とも適宜、情報提供していく。</p>	S	<p>▼行動計画公表 3/25</p> <p>▼原子力保全改革委員会設置を公表 4/11</p> <p>▼原子力保全改革検証委員会設置を公表 4/26</p> <p>▼5/11 再発防止対策の実施状況公表</p> <p>▼6/1 再発防止対策の実施計画公表 再発防止対策の実施状況公表</p> <p>▼7/20 原子力事業本部組織改正の実施日の決定を公表</p> <p>▼8/5 「安全の誓い」の石碑建立を公表</p> <p>▼8/17 第1回検証委員会の審議結果公表 再発防止対策の実施状況公表</p> <p>▼10/7 第2回検証委員会の審議結果公表 再発防止対策の実施状況公表</p> <p>▼11/24 第3回検証委員会の審議結果公表 再発防止対策の実施状況公表</p>	<p>▼5/29 原子力事業本部の組織改正決定を公表</p> <p>▼6/17 第1回検証委員会の審議結果公表 再発防止対策の実施状況公表</p> <p>▼7/26 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼8/4 美浜原子力PRセンター常設展示(主要部)完成</p> <p>▼9/16 展示完成</p>	<p>▼8/9 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼9/25 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼10/2 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼10/16 CATV放映(福井県)(4/16~5/29)</p>	<p>▼8/28 定期行物(8/28嶺南)</p> <p>▼9/9 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼10/29 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼11/27 CATV放映(福井県)(10/29~11/27)</p>	<p>▼10/24 美浜町各戸訪問(9/14~26)</p> <p>▼10/24 美浜町区長会での説明</p> <p>▼10/26 新聞広告(5段/福井県)</p> <p>▼11/22 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼12/25 CATV放映(福井県)(12/1~12/25)</p>	<p>▼10/24 美浜町各戸訪問(12/4~22)</p> <p>▼11/26 新聞広告(5段/福井県)</p> <p>▼12/29 定期行物(12/29嶺南)</p> <p>▼1/14,15 新聞広告(7段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼1/24 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼2/26 CATV放映(福井県)(2/1~2/26)</p>	<p>▼1/29 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼2/19 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼2/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼2/26 CATV放映(福井県)(2/1~2/26)</p>	<p>▼2/15 再発防止対策の実施状況報告書提出公表</p> <p>▼3/12 新聞広告(記事体/福井県)</p> <p>▼3/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼3/26 CATV放映(福井県)(3/1~3/26)</p>	<p>▼3/19 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼3/28 新聞折込誌(福井県)</p>				
			<p>県内各種団体等への説明会(3/25~)</p> <p>美浜町各地区への説明会(4/16~5/2)</p> <p>▼定期行物(4/30嶺南)</p> <p>▼5/24 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼6/26 定期行物(6/26嶺南)</p> <p>▼7/26 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼8/4 美浜原子力PRセンター常設展示(主要部)完成</p> <p>▼9/16 展示完成</p> <p>▼10/24 美浜町各戸訪問(9/14~26)</p> <p>▼10/24 美浜町区長会での説明</p> <p>▼10/26 新聞広告(5段/福井県)</p> <p>▼11/22 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼12/25 CATV放映(福井県)(12/1~12/25)</p> <p>▼1/14,15 新聞広告(7段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼1/24 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼2/26 CATV放映(福井県)(2/1~2/26)</p> <p>▼3/12 新聞広告(記事体/福井県)</p> <p>▼3/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼3/26 CATV放映(福井県)(3/1~3/26)</p>	<p>▼定期行物(4/30嶺南)</p> <p>▼5/24 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼6/26 定期行物(6/26嶺南)</p> <p>▼7/26 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼8/4 美浜原子力PRセンター常設展示(主要部)完成</p> <p>▼9/16 展示完成</p> <p>▼10/2 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼10/16 CATV放映(福井県)(4/16~5/29)</p> <p>▼10/29 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼11/27 CATV放映(福井県)(10/29~11/27)</p> <p>▼12/29 定期行物(12/29嶺南)</p> <p>▼1/14,15 新聞広告(7段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼1/24 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼2/26 CATV放映(福井県)(2/1~2/26)</p> <p>▼3/12 新聞広告(記事体/福井県)</p> <p>▼3/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼3/26 CATV放映(福井県)(3/1~3/26)</p>	<p>▼8/9 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼9/25 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼10/2 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼10/16 CATV放映(福井県)(4/16~5/29)</p>	<p>▼8/28 定期行物(8/28嶺南)</p> <p>▼9/9 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼10/29 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼11/27 CATV放映(福井県)(10/29~11/27)</p>	<p>▼10/24 美浜町各戸訪問(9/14~26)</p> <p>▼10/24 美浜町区長会での説明</p> <p>▼10/26 新聞広告(5段/福井県)</p> <p>▼11/22 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼12/25 CATV放映(福井県)(12/1~12/25)</p>	<p>▼10/24 美浜町各戸訪問(12/4~22)</p> <p>▼11/26 新聞広告(5段/福井県)</p> <p>▼12/29 定期行物(12/29嶺南)</p> <p>▼1/14,15 新聞広告(7段/福井県)</p> <p>▼1/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼1/24 新聞折込誌(福井県)</p> <p>▼2/26 CATV放映(福井県)(2/1~2/26)</p>	<p>▼1/29 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼2/19 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼2/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼2/26 CATV放映(福井県)(2/1~2/26)</p>	<p>▼2/15 再発防止対策の実施状況報告書提出公表</p> <p>▼3/12 新聞広告(記事体/福井県)</p> <p>▼3/20 電気新聞 97'04'版</p> <p>▼3/26 CATV放映(福井県)(3/1~3/26)</p>	<p>▼3/19 新聞広告(15段/福井県)</p> <p>▼3/28 新聞折込誌(福井県)</p>				

再発防止対策に係る平成18年度計画 (1/7)

平成18年4月18日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H17年度		H18年度の取組予定											
		~平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<p>①安全を何よりも優先します。 (1) 経営計画における安全最優先の明確化と浸透</p>															
1	経営計画における「安全最優先」の明確化		▽ 第4回 勉強会 (4/24予定)		▽ 第5回 勉強会		▽ 第6回 勉強会		▽ 第7回 勉強会		▽ 第8回 勉強会		▽ 第9回 勉強会		
2	経営層による現場第一線への経営計画の浸透	▽ 経営計画 策定	▽ 経営計画 公表				次年度経営計画策定方針の検討						次年度 経営計画の検討	対話の実施 (経営計画の浸透)	
3	原子力事業本部運営計画策定についての対話	▽ 対話の実施 (経営計画の浸透)	▽ 運営計画への 対話意見の 反映内容集約		▽ 原子力事業本部 運営計画策定			対話の実施 (現場実態の把握)		▽ 次年度原子力 運営計画 ガイドラインの 検討	▽ 次年度計画 策定方針		次年度 原子力運営計画の検討	対話の実施 (運営計画への現場意見反映)	
<p>対話意見の対応検討、対応状況フォロー、ポータルサイトQ&Aのアップデート (社内諸制度WGのスケジュールはNo. 26参照)</p>															
4	「安全の誓い」の石碑建立	① 「安全の誓い」の石碑の建立 17年度にて完了													
	8月9日「安全の誓い」の日設定	アンケート結果の分析・評価			「安全の誓い」の日の実施内容検討			▽ 「安全の誓い」の日 8/9		実施内容の評価			次年度実施内容検討評価		
(2) 労働安全活動の充実															
5	運転中プラント立入制限と定検前準備作業のあり方の検討	① 運転中プラントへの立ち入り制限 ② 定期検査前準備作業の取り止め 当面は、立ち入り制限および定検前準備作業取り止めを継続し、労働安全衛生マネジメントシステムの美浜発電所への本格導入から1年経過するH18年度末を目途に立入制限・定検前準備作業取り止めの今後の方針を策定する。 ③ 定期検査前準備作業の実態調査 H17年度から引き続き、定検に合わせて労働安全上考慮すべき設備機器の配置調査を行い、労働安全設備マップを作成する。 ④ 定期検査前準備作業のあり方検討 恒設作業足場の設置等のハード面の定検前準備作業効率化対策を定検に合わせて実施するとともに、ソフト面の対策として労働安全衛生マネジメントシステムへの反映等を行う。	大飯4 ▲	美浜2 ▲	高浜2 ▲									▽方針策定	
<p>ソフト面の検討 ソフト面の対策の実施(仕組みの構築・労働安全設備マップの整備等) ハード面の検討 ハード面の対策の実施(定検前準備作業効率化対策を各プラント定検に合わせて順次実施) 対策の検討</p>															

再発防止対策に係る平成18年度計画 (3/7)

平成18年4月18日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H18年度の取組予定													
		H17年度 ~平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(2) 積極的な資金の投入															
11	設備信頼性、労働安全の観点からの投資の充実	① 設備信頼性の維持向上の観点等からの投資の充実 ・ 設備安全、労働安全等の観点から対応策や有効な改善提案を抽出するべく、事故後、直ちにメーカー、協力会社との対話等を実施し継続中。 ・ 専門家(エキスパート)を活用した保全指針の見直し。 ・ 保全指針改善等を確実に実施していくためのシステム改善。(H18.12完了予定) ・ メーカー・協力会社からの提案等に対する検討結果を提案元にフィードバックするためのシステム改善。(H19.4運用開始予定) ・ 労働安全対策キャンペーン(H17.5~6)採用提案の実施・水平展開。 ・ 予備品・貯蔵品の充実に向けた対応。	メーカー、協力会社との対話(事故後から実施継続中) 3/16 ▼ 投資効果を計る指標方針決裁 投資の充実が継続的に行なわれていることを確認 専門家(エキスパート)を活用した保全指針見直しの検討および実施 保全指針改善を確実に実施していくためのシステム改善 協力会社情報のフィードバックに対するシステム改善、運用開始準備 ▼システム運用開始に係る説明会 当社情報の共有化に対するシステム改訂への検討 労働安全対策キャンペーン採用提案の実施・水平展開 取替配管部材の貯蔵品準備中(6月末目途) 予備品運用の見直し検討(対象の抽出) 予備品調達 改善点の検討および検討結果の反映												
		② 継続的な計画の更新、フォロー 投資の充実が継続的に実行されていることを投資効果を計る指標ならびに具体的取組事項や確認方法によりフォローしていく。 今後懇談会等での意見を踏まえつつ、継続的改善を実施する。													
12	長期工事計画の見直し、継続的な計画の更新、フォロー	① 継続的な計画の更新、見直し 「長期工事計画作成マニュアル」(H17.12策定)に基づき、長期工事計画の見直しを継続する。	長期工事計画検討 ▼3/13 長期工事計画案策定 (作業会は適宜開催) ▼検討会開催予定 ▼長期工事計画策定 (予算編成に反映) 長期工事計画検討												
13	積極的な投資に係る予算制度の改善等の仕組みの構築	① 現場第一線が安全最優先に業務を展開できる仕組みの構築 17年度にて完了	▼1/9事業本部H18予算編成結果方針決裁 ↓ H18年度予算通達 ▼3/7 ▼3/6.7発電所との意見交換 改善後の予算制度の評価・見直し検討 標準類見直し ▼H19年度予算編成指示 H19年度予算編成・集約(継続的にフォロー)												
		② 継続的な計画の更新、フォロー ・ 懇談会等により意見を聴取し、継続的改善を図る。 ・ 予算編成・執行管理等予算管理に係る社内標準の改訂。													
(3) 安全の確保を基本とした工程の策定															
14	「安全最優先」の考え方にもとづく工程策定、変更の仕組みの整備	① 定期検査工程短縮を目標にするものではないことおよび安全最優先の考え方の徹底 事業本部、発電所からの計画説明時に再度説明、徹底する。	▼ 計画説明時に安全優先を再宣言 ▼ 状況説明時に安全優先を再宣言 ▼ 状況説明時に安全優先を再宣言												
		② 安全最優先の考え方による定期検査工程の柔軟化 ・ 理念、具体方策に基づく継続活動。 ・ 1年間の成果を踏まえた見直し。	▼17 標準化 ▼ 継続活動 課題標準化の方向性を確認 ▼ 大飯4号 ▼ 美浜2号 ▼ 高浜2号 ▼ 大飯2号 ▼ 大飯3号 ▼ 高浜3号 標準改訂後の活動を踏まえ見直し ▼ 標準改訂後の活動を踏まえ見直し												
(4) 教育の充実															
15	2次系配管肉厚管理の重要性に関する教育	① 保修業務研修(配管肉厚管理コース) 2次系配管肉厚管理に関する教育を、保修課員に対する体系教育として位置付け、新たに配管担当となった者を対象に継続実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映 ▼ H18年度 第1回 予定中(企業倫理) 教育実施(年1回以上)												
		② 危機意識を高めるための教育 発電所技術系社員の危機意識を高めるため、国内外の重要なトラブル事例について職能毎に作成された教材に基づき、発電所各課(室)長以下の技術系社員全員にeラーニングによる教育を継続実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映 eラーニング実施(年1回) 教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映												

再発防止対策に係る平成18年度計画 (4/7)

平成18年4月18日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H18年度の取組予定													
		~平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
16 管理層へのマネジメント等の教育	① マネジメント研修 原子力及び関連部門の役員～発電所運営統括長クラス以上を対象に、マネジメント能力向上のための研修を継続実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(上期1回)					教育実施(下期1回)					教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映		
	② 第一線職場課長研修 第一線職場のキーマンである発電所課長の新任者等を対象に、品質管理に関する知識向上、コンプライアンス意識の再徹底、マネジメント能力の一層の伸長等を内容とする研修を継続実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映						教育実施(人事異動結果も踏まえ、実施回数、実施時期を決定する。)							
17 法令、品質保証、保全指針などの教育の充実	① 必修業務研修(技術基準コース) 作業長以下の必修課員を対象に、定期事業者検査、安全管理審査に係る技術基準の内容、解釈、適用方法についての教育を実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(年5回)												教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
	② 法令に関する研修 発電所課長クラスを対象に、品質保証規程、保守管理規程等の基本事項、および原子炉等規正法、電気事業法などの関係法令の解釈、などの法令に関する教育を継続実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(上期1回)					教育実施(下期1回)							教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
	③ 法令・保全指針類の改正時の伝達教育 必修課員全員を対象に、必修関連の法令・保全指針類の改正内容・主旨についての教育を実施する。	教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映	教育実施(伝達教育が必要な回数実施する)												教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
	④ 品質保証の原則の浸透教育 原子力事業本部、発電所員全員を対象に、品質保証の原則の浸透教育を職場内教育として実施する。また、この内容は原子力部門の専門研修に盛り込み、継続実施する。	教材準備	職場内教育実施			専門研修体系への盛り込み						専門研修体系の一部として継続実施(年1回)			教育実施結果のレビュー、改善策の検討・反映
安全のために保守管理を継続的に改善し、メーカ、協力会社との協業体制を構築します。 (1) 2次系配管肉厚管理システムの充実															
18 点検リストの整備等の実施	① 点検リストの整備 a. 主要点検部位の点検リスト整備 17年度にて完了 b. NISA文書に基づく主要点検部位リストの追加整備 17年度にて完了 c. その他部位の点検リスト整備 ・ NISA文書(H17.2.18)に基づき「中期的な検査計画」の策定をH17.8.17に完了し、原子力事業本部でも確認を実施した。(H17.11.28) ・ 未点検部位で未点検箇所は今後2~3定検で現場とスケルトン図の照合を行い、必要に応じてリストを整備予定。 ・ 美浜3号機についてはその他部位を含めて点検リストを整備済み。(H17.8)	現場とスケルトン図との照合													
	② 点検リストの定期的レビュー 定期的レビューの実施計画検討～策定、実施。	定期レビューの実施計画検討～策定～実施													
	③ 設備変更に伴う管理票等への反映の仕組み構築 17年度にて完了														
当社による主体的管理の実施	① 肉厚管理体制の強化 17年度にて完了														
	② 点検漏れ等の不具合情報の共有化 17年度にて完了														
	③ 当社が測定作業を除き計画～評価まで主体的に実施 <主体的管理の内容> 当社の中期的な検査計画に基づき当社が点検計画を作成し、協力会社に点検依頼。 点検結果は、管理指針に照らして評価・確認する。 なお、大飯1号機第20回定期検査(H17.9)より順次、肉厚管理の直営化を開始。	肉厚管理直営化 美浜2号#23回定検 高浜2号#23回定検 大飯2号#20回定検 高浜3号#17回定検 美浜1号#22回定検 大飯3号#12回定検 高浜1号#24回定検 大飯1号#21回定検													
	④ コンピュータシステムの改良 17年度にて完了														
減内管理規格策定作業への積極的な参画、当社の管理指針への反映	① 学会での規格策定およびPWR管理指針への反映 配管減内規格策定に向けて、機械学会配管減内規格関係委員会への積極的な参画及び規格策定後の必要に応じた社内標準への反映。	規格案作成(規格委員会) ▼ 書面投票(専門委員会) 技術規格案審議、パブリックコメント、発行手続き、国による技術評価等(スケジュールは学会、国の活動状況により変化する。) 国による技術評価結果に基づき、配管減内管理に関する社内標準の適切性を確認する。													

再発防止対策に係る平成18年度計画 (5/7)

平成18年4月18日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H17年度	H18年度の取組予定											
		~平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(2) 計画、実施、評価等の保守管理を継続的に改善														
19	保守管理方針の明確化、基本的な考え方の徹底	① 保守管理方針を安全最優先の観点から明確化 ② 基本的な考え方を社内標準に明記し徹底 H17年度に保守管理を継続的に改善すること、設備を所有する当社が一義的に責任を有することなどとする保守管理方針及び基本的な考え方を定めた社内標準の改正要否の検討を継続実施する。	▼3/9 浸透状況アンケート実施方針決裁 浸透状況の確認、評価 社内標準の改正要否を検討・反映											
20	役割分担、調達管理の基本計画を策定、実施、社内標準へ反映	① 代表工事の基本計画を策定 17年度にて完了 ② 基本計画の展開と分析評価 全工事を類型化した基本計画の策定に向け、代表工事に基づいた役割分担・調達管理の基本計画に従い、工事内容の分析評価を実施し (H18.3)、社内標準に反映した。(H18.4) ③ 具体的な展開実施およびフォロー 役割分担・調達管理の基本計画に基づき各工事の仕様書を作成し、全工事に展開することで調達管理の改善実施。 必要に応じ基本計画を改善し、社内標準へ反映。	役割分担・調達管理の基本計画に従い工事内容分析評価 基本計画の見直し ▼3/31 社内標準へ反映 役割分担・調達管理の基本計画に基づいた要求仕様を全工事の仕様書に展開、継続的な改善・フォロー(必要に応じ、保守管理改善推進WGメンバーの意見を聴取)											
(3) 監査の充実														
21	業務のプロセス監査の継続実施および改善	① 業務のプロセス監査の継続実施および改善 ・ 個別業務についての実施手順の要求事項や実施手順の有効性・効率性など、業務のプロセスに着目した監査を、定期検査工事を対象に実施。 ・ 三菱重工業への特別な監査の継続実施	▼マネジメントレビュー プロセス監査実施内容検討 ▼平成17年度 三菱重工業(株)に対する特別な監査を4回に亘って実施。											
22	品質・安全監査室の若狭地域への駐在	① 若狭地域駐在員によるプロセス監査等の実施 ・ 業務のプロセス監査、モニタリング活動を、より現場に密着した活動として継続実施。 ・ 是正措置プログラムに対するモニタリングの継続実施。	▼マネジメントレビュー (No.21参照) 是正措置プログラムに対するモニタリング											
23	外部監査の充実	① 外部監査の実施 ・ H17年度外部監査実施を踏まえ、再発防止対策の活動状況に対し、第三者審査機関の監査の継続実施を行なう。	▼マネジメントレビュー 実施内容の検討・準備 外部監査の実施											

再発防止対策に係る平成18年度計画 (6/7)

平成18年4月18日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H18年度の取組予定													
		H17年度 ～平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(4) メーカー、協力会社との協業															
24 メーカー、協力会社との協業体制の構築とPWR電力間の協力体制の構築	① メーカーおよび協力会社の各社ごとの対話活動の継続 発電所におけるメーカー、協力会社の方々との対話活動を継続実施し、情報の共有を図る。	発電所から事業本部への報告 (約3カ月毎)	報告 (発電所から事業本部への報告)			報告 (発電所から事業本部への報告)			報告 (発電所から事業本部への報告)			報告 (発電所から事業本部への報告)			
	② 当社とメーカーの協業体制の構築 技術情報連絡会の継続実施と同会での各種情報の取りまとめを行い、各発電所・協力会社と情報の共有を図る。 また、プラントメーカー(三菱重工)と当社で技術連携の具体的な対象機器の選定、両社の適切な役割分担およびそれらを受けた最適な発注形態を決め、WGの具体的な連携内容の合意事項とする。以後はこの合意事項を踏まえて業務の中で個別工事などに関するPDCAをまわしていくこととする。将来ビジョンに係る課題についても検討を進める。	第2回技術情報連絡会 (三菱重工工業、三菱電機) ▼2/17、2/24							第3回技術情報連絡会 (三菱重工工業、三菱電機)					第4回技術情報連絡会 (三菱重工工業、三菱電機)	
	③ 当社と協力会社の協業体制の構築 当社と協力会社の各種技術情報等を取りまとめた上、技術情報連絡会を開催し、各発電所・協力会社と情報の共有を図る。	第2回技術情報連絡会 (31社各社別) ▼2/3～3/9							第3回技術情報連絡会 (31社各社別)					第4回技術情報連絡会 (31社各社別)	
	④ メーカー、協力会社との人材交流(あり方検討) 策定した詳細プログラムの実施方針に基づき、人材交流を実施する。	実施方針策定▼ 人材交流の詳細プログラム策定													
	⑤ PWR事業者連絡会の開催 定期的に開催するPWR事業者連絡会にて、各種情報等について対応策を検討し、情報の共有を図る。	第4回JPOG連絡会(定例) ▼3/7 他電力の意見を踏まえ今後の運営検討						JPOG連絡会(定例) ▼						JPOG連絡会(定例) ▼	
	⑥ 着実な活動の実施とフォロー 各活動(①～⑤)をメーカー・協力会社等とのコミュニケーションの中で継続的に改善する。														
④地元の皆さまからの信頼の回復に努めます。 (1) 原子力事業本部の福井移転															
25 原子力事業本部の福井移転	① 地元とのコミュニケーションの継続 ・組織改正後のフォロー 事業本部および発電所の組織改正後の状況を適宜フォローし、必要に応じ改善する。 ・経営層と地元との対話、各戸訪問などを継続的にこなすことにより、地域に根ざした原子力運営を行なう。	[No.27参照]												フォロー	
26 原子力事業本部運営に係る社内諸制度の見直し	① 原子力事業本部の福井移転 17年度にて完了 ② 原子力事業本部運営の社内諸制度の見直し 2、3ヶ月に1度を目途に、必要に応じてWGを開催し、膝詰め対話等への対応を継続実施する。	▼第5回 3/29			▼第6回			▼第7回			▼第8回		▼第9回		
(2) コミュニケーションの充実															
27 地元とのコミュニケーションの充実	① 地元との対話活動の実施 a. 地元のキーパーソンへの説明、各種説明会、各戸訪問等による対話【平成16年度より継続】 b. 当社と立地町の皆さまとの対話の場の設定【平成17年度上期より継続】 (内容) ・発電所の運営状況、発電所運営に係る当面の課題、今後の計画等について、立地町の皆さまと対話の場を設定し、情報交換、意見交換を行なう。 ・原則として、社長が出席するものを年1回程度、原子力事業本部および発電所の幹部が出席するものを年3回程度の頻度で実施する。 ○ 地元との対話活動の充実を図るためH16.9.24に策定した「コミュニケーションガイドライン」の更なる改善に取り組み中	地元キーパーソンへの説明、各種説明会等 ▼4/1丹生区での説明会 ▼4/8竹波区での説明会 ▼4/10菅浜区での説明会 美浜町各戸訪問 美浜町原子力懇談会 高浜・大飯町原子力懇談会													

再発防止対策に係る平成18年度計画 (7/7)

平成18年4月18日現在

実施項目	平成18年度の計画概要	H18年度の取組予定											
		~平成18年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
(3) 地域との共生													
28	福井県エネルギー研究開発拠点化計画への協力	① 福井県エネルギー研究開発拠点化計画の具体化への協力 ・ 当社は「エネルギー研究開発拠点化推進会議」に参画し、本計画の具体化に向けた「拠点化推進方針」策定に協力するとともに、当社が対応する事項の具体化を進めており、対応可能なものから実施中。 ・ 本計画の着実かつ円滑な推進に協力するため、「拠点化推進組織」へスタッフを派遣中。 ・ 当社拠点化プロジェクトチーム設置。(H18.4.3)	▼当社拠点化プロジェクトチーム設置 4/3 拠点化計画の具体化および着実かつ円滑な推進への協力										
		▽拠点化推進会議											
⑤安全への取組みを客観的に評価し、広くお知らせします。 (1) 再発防止対策を確認し、評価するしくみの構築													
29	原子力保全改革委員会	① 「原子力保全改革委員会」の設置 17年度にて完了											
		② 「原子力保全改革委員会」による活動 ・ 再発防止対策の実施計画の取り組み状況のフォロー等を継続実施する。 ・ 週1回～月1回を目途に、必要の都度開催する。	[1/週～1/月の頻度で 必要の都度開催] 3/3 3/17 3/24 3/30 4/7 4/14 ▽検証委員会への報告 4/18										
29	原子力保全改革検証委員会	① 「原子力保全改革検証委員会」の設置 17年度にて完了											
		② 「原子力保全改革検証委員会」による活動 原則として、四半期に1回開催し、検証活動を継続実施する。	再発防止対策の実施状況の検証 ▽第4回 再発防止対策の実施状況の検証 ▽第5回 再発防止対策の実施状況の検証 ▽第6回 再発防止対策の実施状況の検証 ▽第7回										
29	再発防止対策の実施状況の周知・広報	① 地元の皆さま等へのお知らせ ・ 再発防止対策の実施状況を適宜公表。 ・ 検証委員会の開催ごとに、審議結果、実施計画の進捗状況を公表。 <公表方法> プレス発表、県内各種団体等への説明会、福井県下のCATV・当社定期刊行物、TVCM、新聞広告、ホームページ等。	(再発防止対策の実施状況について適宜公表) (検証委員会の開催ごとに、審議結果、実施計画の進捗状況を公表)										
		県内各種団体等への説明会 ▼3/12新聞広告(福井県) 3/19新聞広告▼(福井県) ▼3/20電気新聞の「ロイド」版 3/28新聞折込誌▼(福井県) TVCM放映	美浜町各戸訪問 ▼新聞広告(福井県) ▼4/16新聞広告(福井県) ▼電気新聞の「ロイド」版 ▼定期刊行物(福井県) CATV放映										